

県 政 経 営 会 議
令和4年(2022年)11月1日
土 木 交 通 部 道 路 保 全 課

第2次 滋賀県自転車活用推進計画

(素案)

～ビワイチからひろげる自転車文化～

滋賀県

3	目 次	
4	1. 総論	- 1 -
5	(1) 自転車活用推進計画の目的と位置付け	- 1 -
6	(2) 計画の区域	- 3 -
7	(3) 計画推進期間.....	- 3 -
8	(4) 自転車を巡る現状および課題.....	- 3 -
9	(5) 第1次滋賀県自転車活用推進計画の振り返り.....	- 10 -
10	(6) 第1次滋賀県自転車活用推進計画における目標の達成状況と評価	- 30 -
11		
12	2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策	- 32 -
13	(1) 基本方針.....	- 32 -
14	① 本計画の目指すべき姿	- 32 -
15	② 第2次滋賀県自転車活用推進計画の目標.....	- 32 -
16	③ 計画における見直しのポイント（主な社会情勢の変化）	- 33 -
17	(2) 施策の課題（見直すべき点）、実施すべき施策	- 34 -
18	(3) 計画のフォローアップと見直し方法.....	- 51 -
19		
20	3 自転車活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	- 54 -
21	(1) 関係者の連携・協力.....	- 54 -
22	(2) 調査・研究、広報活動等.....	- 54 -
23	(3) 財政上の措置等	- 54 -
24		
25	<巻末資料>	
26	自転車活用推進計画(第2次) 施策一覧表.....	巻末資料 P.1
27	ビワイチルート整備状況図【低速コース（ナショナルサイクルルート）】.....	巻末資料 P.7
28	ビワイチルート整備状況図【上級コース】.....	巻末資料 P.8
29		

30 1. 総論

31 (1) 自転車活用推進計画の目的と位置付け

32 自転車は、温室効果ガスを出さない環境負荷の低い身近な移動手段であり、高齢化の進展等を
33 背景とした健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受け、その役割は一層大きくな
34 ってきています。環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けての移動手段
35 確保などに寄与する点において、自転車は、未来を拓くことができる魅力的な乗り物です。

36 本県においては、昭和48年(1973年)に全国に先駆けて旧八日市市(現東近江市)で「自転車
37 都市宣言」がなされ、商店街や駅周辺の駐輪場対策、無料貸出自転車の配置、安全教育、利用促進
38 のPRなど、二酸化炭素を排出しない環境にやさしい交通手段である自転車の活用促進に向けて、
39 先駆的な取り組みが進められてきました。

40 同年、本県でも「バイコロジー推進基本構想」が制定され、省資源・省エネで環境への負荷も少
41 なくかつ健康的な自転車を、人間と文明(科学技術)とを調和させるシンボルとして「まちづくり」
42 のなかに積極的に位置づけ、科学技術(自動車)偏重社会を脱皮し、人間が尊重された豊かな社会
43 を築いていこうとするバイコロジー(Bikecology)の考え方に基づいて、市町村と連携して自転車
44 道路や駐輪場が整備されてきました。整備された自転車道は現在も各市町に残っています。

45 また県内では、これまでも一部の中学校の体験学習で「びわ湖一周サイクリング(ビワイチ)」
46 が行われていました。琵琶湖一周のサイクリング体験者数については、令和3年が約8.4万人で
47 約4割が県内を居住地とするアンケート結果も出ています。平成13年(2001年)には、サイクリ
48 ングの初級・中級者が走りやすいびわ湖一周193kmのコースを「ぐるっと琵琶湖サイクルライン」
49 として策定し、案内看板や距離標の設置や走行環境の整備を行いました。その頃からインターネ
50 ット上で、自転車もしくは、バイク(自動二輪)で琵琶湖一周することを「ビワイチ」という略語
51 で表現されるようになり、サイクリストやツーリストの間で広がり始めました。

52 このような流れを受けて、平成24年(2012年)、県民の自転車利用促進や、サイクルツーリズム
53 の推進等の自転車の活用を通じた地域活性化をさらに加速化していくために、官民連携のプラ
54 ットフォームとして「滋賀プラス・サイクル推進協議会」が設置されました。この協議会では、自
55 転車が積極的な役割を担うための基本姿勢と具体的な行動計画を提言する「自転車がかかえる湖
56 国の暮らし+cycle(プラス・サイクル)推進プラン」に則り、県民が健康づくりや地域づくりに
57 積極的に参画し、自らの暮らしのなかで自覚と責任をもって交通社会に関わりながら、バランス
58 のとれた交通体系の構築に向けた官民一体の取り組みを進めているところです。

59 こういった取り組みを後押しするために、滋賀県では、平成28年(2016年)2月には、「滋賀県
60 自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」を制定し、自転車損害賠償保険等への加入を義務
61 化するとともに、自転車の安全で適正な利用の促進、自転車を利用した観光推進の取り組みを進
62 むています。また、平成30年(2018年)にはサイクルツーリズムの推進に向け「ビワイチ推進総
63 合ビジョン」を策定し、琵琶湖一周の「ビワイチ」に加えて、湖岸から離れた県内各地の観光地等
64 を周遊する「ビワイチ・プラス」について、安全・安心に周遊できる環境整備や地域の魅力づくり、
65 県民自らサイクリングを楽しむ未来を創りあげるために共有する取り組みの方向性を示しました。

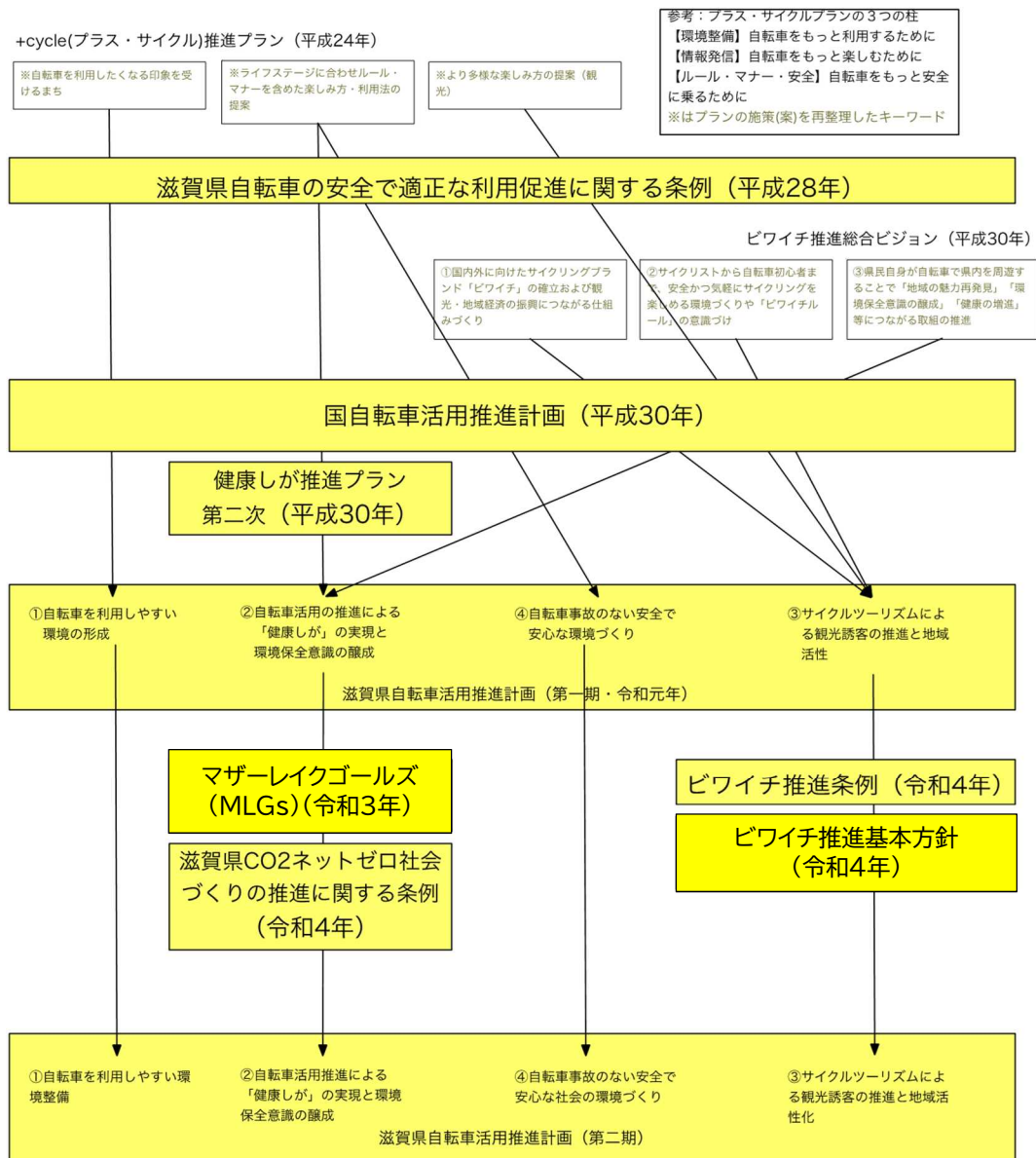
66 さらに、滋賀の誇る観光資源である「ビワイチ」の魅力を高め、本県の観光の振興および活力

ある地域社会の実現に寄与することを目的に、議員提案による「ビワイチ推進条例」を令和4年（2022年）4月に施行しました。条例の施行に伴い、「ビワイチ総合推進ビジョン」を発展させ、条例の基本理念を実現するため、ビワイチ推進基本方針を策定しています。

滋賀県自転車活用推進計画は、こうした状況やこれまでの本県独自の取り組み、条例等を含むものとし、「自転車活用推進法」（平成29年（2017年）5月制定）の趣旨に基づいた、本県の自転車活用の推進に関する最上位に位置付けた計画としています。

令和元年12月に第1次自転車活用推進計画を策定し、関係部局が連携しながら取り組んできたところですが、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、今後の社会の動向を見据えつつ、今後も引き続き自転車の利活用を推進するため、第2次計画を策定します。

本計画は、県政運営の基本方針である滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」（平成31年（2019年）3月策定）を踏まえながら、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進することで、一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀の実現に寄与することを目的としています。



図表 1-1-1：自近年の自転車関連の取り組みの推移

105 (2) 計画の区域

106 本計画の計画区域は、滋賀県全域とします。

107

108 (3) 計画推進期間

109 計画推進期間は長期的な展望を視野に入れつつ、滋賀県基本構想実施計画の期間との整合を図
110 り、令和5年度(2023年度)から、令和8年度(2026年度)までとします。

111

112 (4) 自転車を巡る現状および課題

113 前述のとおり、自転車は、環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けた
114 移動手段の確保などに寄与する魅力的な乗り物ですが、その活用の推進にあたり、以下のような
115 課題を抱えています。

116

117

118 ① 都市環境

119 自転車は幼児から高齢者まで誰もが容易に乗ることができる移動手段として幅広い世代で使用されて
120 います。通学や通勤、買い物など日常的な近距離間の交通手段から、「ビワイチ」に代表されるレクリエ
121 ーションや観光、スポーツのツールとしての使用など目的は多様化しています。滋賀県では、令和3年
122 (2021年)の自転車保有台数は全国21位(683万台)、1世帯当たりの自転車保有台数で全国4位(1.196
123 台)となっており、自転車が身近な交通手段として県民に定着していることが伺えます。

124 さらに自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要ですが、自転車活
125 用推進計画や、自転車ネットワーク計画を策定しているのは、草津市と守山市の2市のみとなっており、
126 歩行者と自転車が分離された自転車走行空間の整備は限定的です。県内市町の計画の策定を推進し、
127 安全で快適に自転車を利用できる環境の形成を計画的・継続的に創出する必要があります。

128

129

順位	府県名	1世帯当たり 保有台数(台)
1	大阪府	1.356
2	高知県	1.293
3	埼玉県	1.274
4	滋賀県	1.196
5	富山県	1.180

図表 1-4-1：令和3年度1世帯あたり自転車保有台数上位5府県
出典：自転車産業振興協会「自転車保有実態に関する調査報告書」

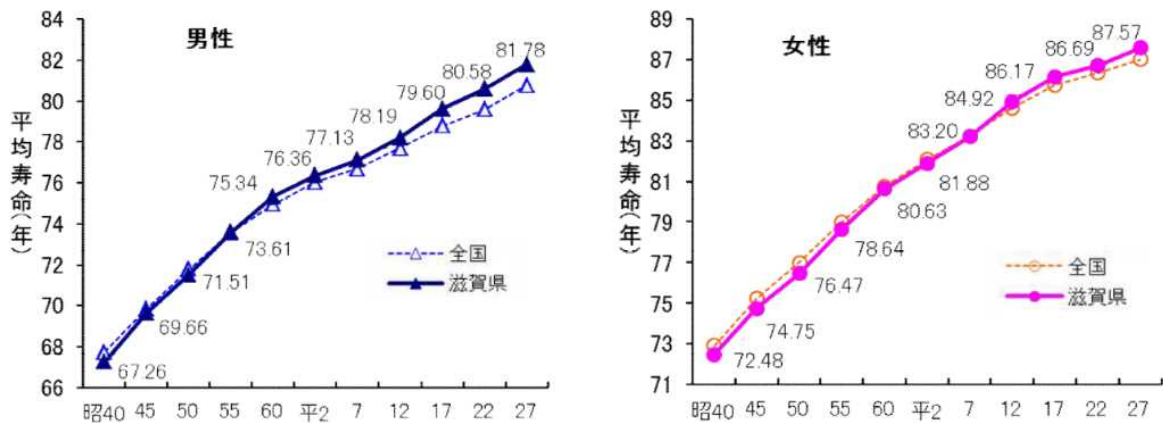
130 ② 健康増進・環境保全

131 健康寿命の延伸は、生涯にわたる健康の保持増進や疾病予防、社会環境の改善、希望や生きがい
 132 等の創出により実現されるものです。

133 本県の平均寿命および健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)は全国上位となってい
 134 ますが、県民の生活習慣病の状況に着目すると、高血圧性疾患や糖尿病の患者が増加傾向にあります。

135 このため、健康寿命の延伸を目指して、子どもから高齢者まで、適切な食生活や運動など、生活習慣
 136 の改善による疾病予防や、適切な治療の継続による重症化予防に取り組むことが重要です。

137 こうした状況の中で、自転車は、適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習
 138 慣病の予防が期待できるほか、年齢を重ねた時に歩ける身体づくりに資するものとして、「人の健康」づ
 139 くりに寄与することが期待されます。



149 図表 1-4-2: 平均寿命の推移
 150 出典:厚生労働省「平成27年都道府県別生命表」

151 図表 1-4-3: 平均寿命と健康寿命

		平均寿命 (平成27年)		健康寿命 ※1 (令和元年)		健康寿命 ※2 (令和元年)	
		値	順位	「日常生活に制限のない期間 の平均」		「日常生活動作が自立してい る期間の平均」	
				値	順位	値	順位
男性	全国	80.77	—	72.68	—	79.91	—
	滋賀県	81.78	1	73.46	4	81.07	2
女性	全国	87.01	—	75.38	—	84.18	—
	滋賀県	87.57	4	74.44	46	84.61	7

158 (出典) 平均寿命「平成27年都道府県別生命表」厚生労働省(都道府県別は5年毎に公表される)

159 健康寿命「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」分担研究報告書

161 健康寿命の算出方法について

162 健康寿命の算出方法にはいくつかの指標が用いられている。

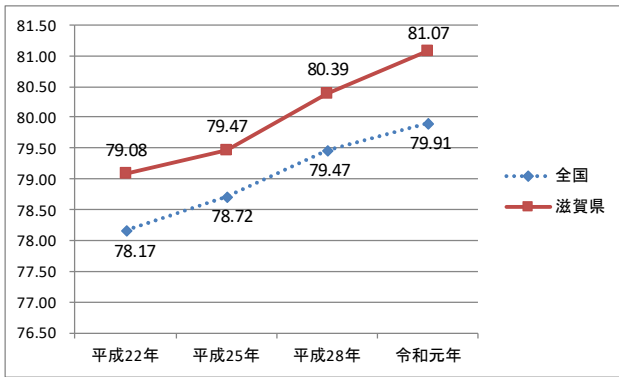
163 ※1 「日常生活に制限のない期間の平均」(主観的指標)

164 国民生活基礎調査の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の問いに対して「あ
 165 る」と回答したものを不健康な状態と定義して算出する。
 この指標は、3年に1度、都道府県別値が公表される見通し。

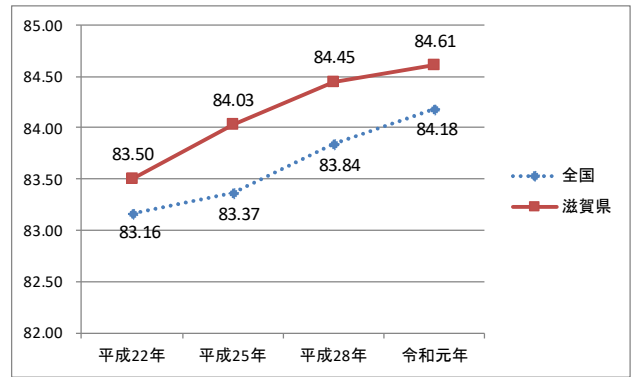
166 ※2 「日常生活動作が自立している期間の平均」(客観的指標)

167 介護保険の要介護度2~5を不健康な状態と定義して算出する。
 この指標は、3年に1度、厚生労働科学研究において都道府県別値が公表される見通し。

男性



女性



出典 「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」 分担研究報告書

図表 1-4-4：健康寿命の推移

168

169

また、自転車は利用に際して、二酸化炭素を排出しない環境に優しい乗り物として、「自然の健康」も同時に増進します。

令和 4 年(2022 年)には滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例が制定され、自転車利用に努めることが記載されました。(条例38条)

県域から排出される二酸化炭素の約 2 割が運輸部門からとなっており、そのうち自動車が 90%を占めています。地球温暖化対策や渋滞対策を進める上で、自転車通勤の促進や買い物移動での自転車利用など、可能な限り、自動車利用から自転車利用への転換が必要とされています。

170

171

172

173

174

175

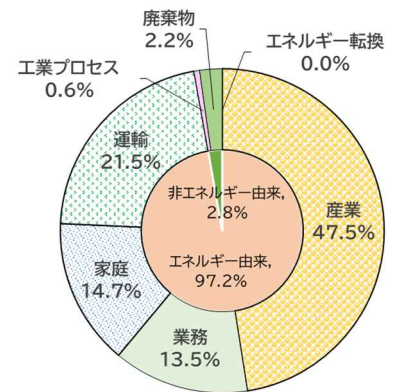
176

177

178

179

部門別二酸化炭素排出量



図表 1-4-5：県域の部門別二酸化炭素排出量割合 (令和元年度)

180

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2019年構成比	過去値との比較			
										1990年度比	2013年度比	2018年度比	
エネルギー転換(ガス事業)	1	1	1	1	1	1	1	1	0.0%	-	▲10.7%	▲8.2%	
産業	農林業	30	22	11	11	72	78	73	80	1.6%	▲57.7%	266.7%	10.8%
	水産業	8	2	1	1	2	2	1	1	0.0%	▲95.4%	▲41.4%	▲25.7%
	鉱業	23	20	20	19	19	17	16	16	0.3%	26.7%	▲16.7%	1.8%
	建設業	99	129	110	124	93	89	84	80	1.6%	▲61.5%	▲37.8%	▲4.2%
	製造業	5,832	6,165	5,991	5,633	5,588	5,115	4,414	4,707	96.3%	▲23.2%	▲23.7%	6.6%
計	5,991	6,338	6,132	5,787	5,773	5,301	4,589	4,885	47.5%	▲25.6%	▲22.9%	6.5%	
業務	2,510	2,102	1,978	1,900	1,818	1,727	1,686	1,392	13.5%	28.6%	▲33.8%	▲17.4%	
家庭	2,231	2,163	2,132	1,971	1,955	1,821	1,568	1,506	14.7%	19.7%	▲30.3%	▲3.9%	
運輸	自動車	2,367	2,382	2,301	2,230	2,195	2,211	2,040	92.3%	▲22.9%	▲14.4%	▲7.8%	
	鉄道	225	229	234	227	227	195	156	153	6.9%	▲34.2%	▲33.4%	▲2.0%
	船舶	17	16	16	16	16	17	17	17	0.8%	▲6.6%	3.2%	1.0%
	計	2,609	2,628	2,551	2,474	2,438	2,422	2,384	2,209	21.5%	▲23.7%	▲15.9%	▲7.3%
工業プロセス	67	69	67	64	65	66	60	57	0.6%	▲95.0%	▲16.6%	▲5.0%	
廃棄物	一般廃棄物	153	127	129	133	135	149	161	168	72.7%	257.3%	32.2%	4.1%
	産業廃棄物	72	85	32	32	53	49	61	63	27.3%	16.8%	▲25.8%	3.5%
計	225	212	161	165	190	199	222	231	2.2%	128.7%	9.0%	3.9%	
合計	13,633	13,513	13,023	12,362	12,240	11,537	10,510	10,283	100.0%	▲21.2%	▲23.9%	▲2.2%	

移動手段を自動車から自転車へ転換する等により、更なる二酸化炭素の削減が期待できる。

図表 1-4-6：県域の部門別二酸化炭素排出量の推移 (単位：千 t-CO₂)

出典：滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2019年度)について(県 HP)

193

194

195

196 さらに、環境分野では、びわ湖や環境、私たちの暮らしの目指すべき方向性や具体的な目標を示す、
197 琵琶湖版 SDGs 「マザーレイクゴールズ(MLGs)」が令和3年(2021年)に策定されました。

198 「ビワイチ」をはじめとするサイクリングの体験を通じて本県の琵琶湖とそれを取り巻く豊かな自然を体
199 感することで、その価値を再認識し、琵琶湖の保全や再生に向けて主体的に行動を起こすきっかけにつ
200 ながることが期待されています。

201 暮らしと自然との関わりが薄れつつある今日、持続可能な社会を築くためには、「自分ごと」として環境
202 問題を様々な観点から捉え、自然と人、人と人、地域と地域など、つながりを意識し、課題解決に向けて
203 主体的に行動を起こしていく意識づけという観点からも自転車の果たす役割は大きいと言えます。

Mother Lake Goals

変えよう、あなたと私から



図表 1-4-7 : マザーレイクゴールズ (MLGs)



図表 1-4-8 : MLGs の 13 のゴール

234 ③ 観光振興

235 琵琶湖一周サイクリングの体験者数は平成 30 年(2018 年)には 10 万人を突破し、琵琶湖を一周する
236 ビワイチルートは、令和元年(2019 年)11 月に第 1 次ナショナルサイクルルートの指定を受けたところで
237 す。

238 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降の琵琶湖一周サイクリングの体験者数は落
239 ち込んだものの、他の観光入込客数に比べると、落込みは鈍く、サイクリングの人気の高さがうかがえま
240 す。

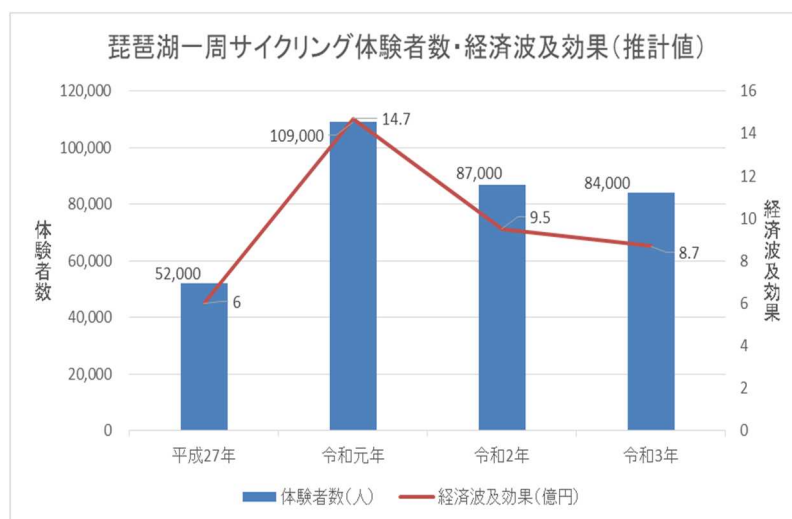
241 更には、「ビワイチ」の魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与するこ
242 とを目的に、議員提案による「ビワイチ推進条例」が同年制定され、4月1日に施行しました。

243 このような「ビワイチ」の盛り上がりを地域経済の活性化につなげていくため、自転車愛好家が琵琶湖
244 の周りをただ走るだけでなく、多くの方々がサイクリングで様々なスポットに立ち寄り、県内周遊を楽しむ
245 仕掛けづくりが求められます。

246 一方、「ビワイチ」を楽しむ方が増える中で、自転車と歩行者の接触事故や車道においては自動車と
247 の空間シェアが課題となり始め、自転車の走行環境整備が重要となってきました。独立した自転車道の
248 整備には莫大な費用と時間を要することから、本県では平成 27 年度(2015 年度)から既存の道路幅の
249 中で自転車と歩行者、自動車が共存できる走行環境づくりに着手し、青矢羽根の整備や植栽帯などのス
250 ペースを有効活用した路肩拡幅を行っています。

251 また、ナショナルサイクルルートの指定により、訪日外国人の増加が見込まれるため、日本語だけでな
252 く英語標記も加えた路面表示や看板等、誰もがわかりやすい案内施設の整備も進めていく必要があり、
253 引き続き、誰もが安全・安心に周遊できる環境整備の推進をしていくことが重要です。

254 さらに自転車の利用拡大に向け、対象層別のサイクリングルートの提案や広域ネットワーク化、情報
255 発信、安全啓発、ガイドやホスピタリティの充実を図る必要があります。

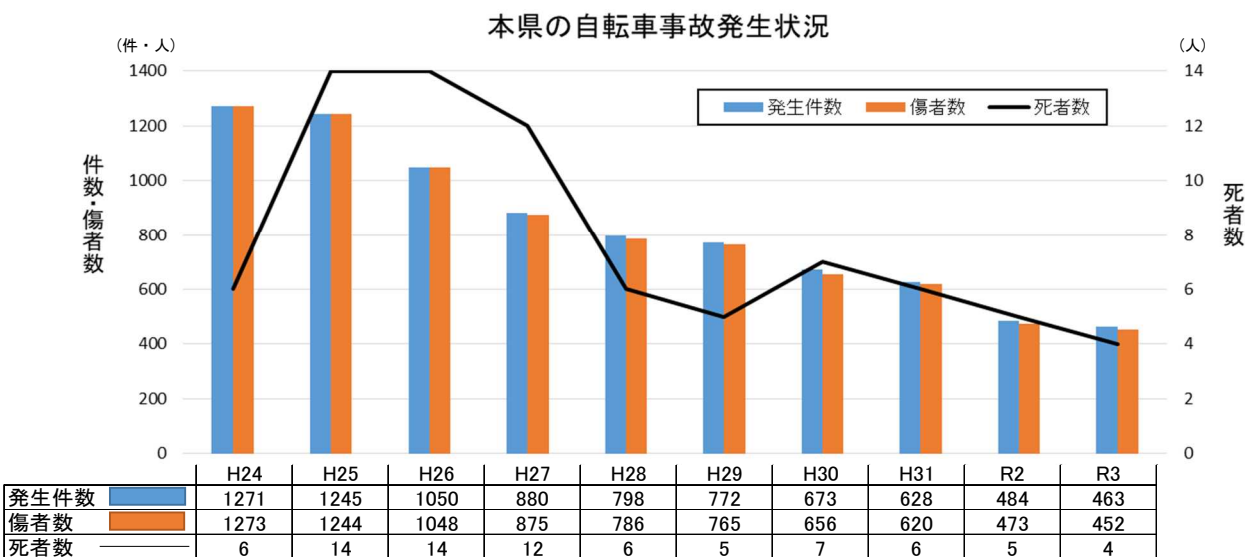


268 図表 1-4-9 : 琵琶湖一周サイクリングの体験者数の推移

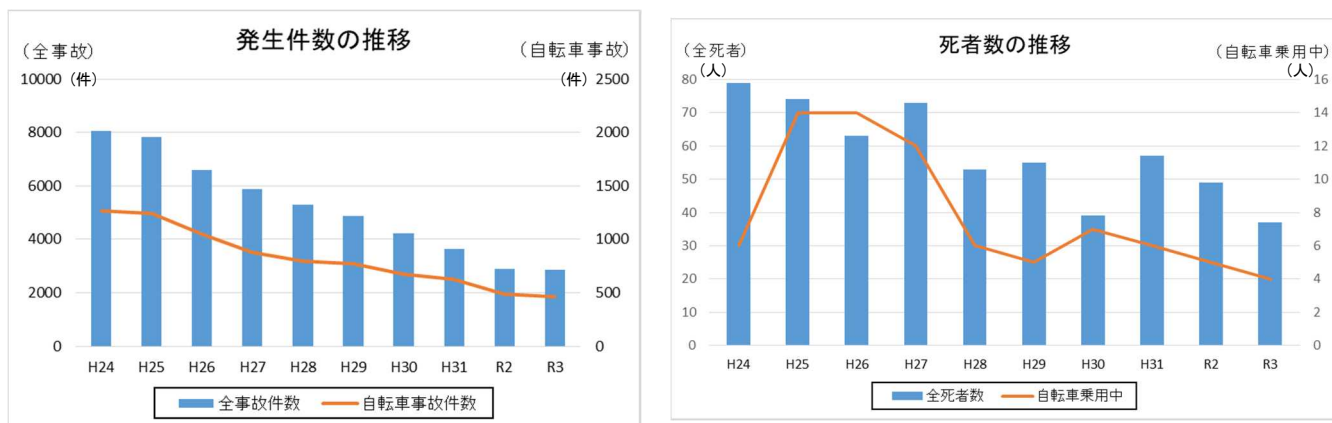
④ 安全・安心

本県では、これまでも自転車の安全利用に関する講習会や交通安全指導者の養成など交通安全対策を実施しており、自転車が関係する交通事故発生件数は、この10年間で1,271件から463件と約4割まで大きく減少しているものの、自転車運転者側に違反の可能性がある事故が発生する等、自転車の安全利用に関するルールの周知や自転車安全教育の推進等が課題となっています。

また、交通ルールの遵守や安全意識の向上に取り組むとともに、自転車に關係する交通事故の防止を図り、『滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』で規定されている「自転車損害賠償保険等の加入の促進」および「自転車の整備」や「自転車利用時のヘルメット着用の推進」といった取り組みが課題となっています。



図表 1・4・10 : 本県の自転車事故発生状況



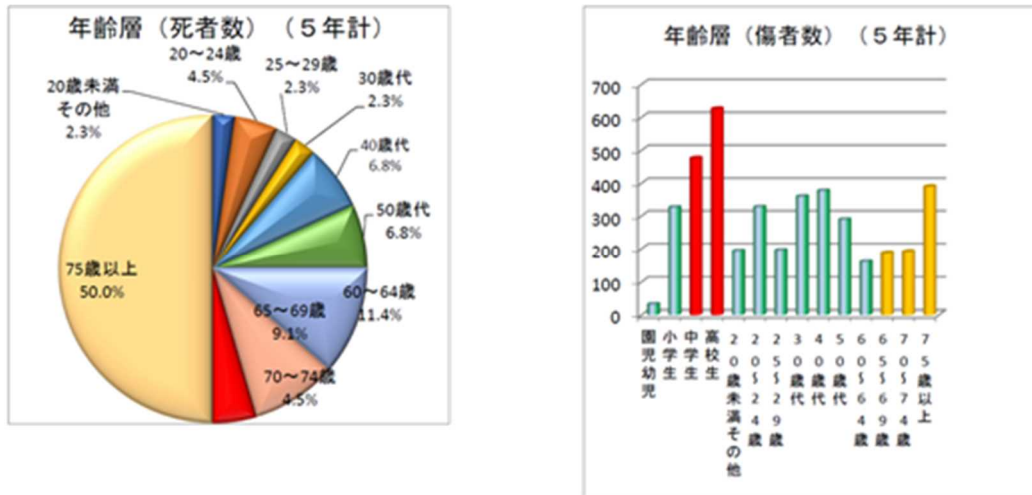
資料: 滋賀県警察本部

図表 1・4・11 : 本県の自転車事故発生状況の推移

307
308
309
310
311
312
313
314

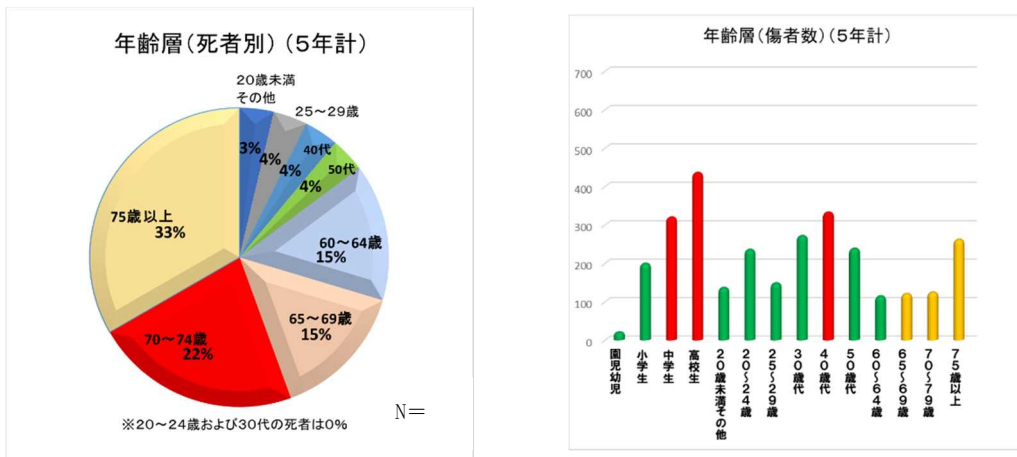
自転車事故発生状況の推移（5年計）の比較

第1次自転車活用推進計画策定時と直近5年（平成29年～令和3年）の自転車事故発生状況を比較すると、死者数および傷者数は大幅に減少しています。その一方で、死者数は、65歳以上の高齢者の割合が高くなっています。傷者数については、中学生、高校生の割合が高いことは変わらず、また40代の割合が増加傾向にあります。今後も、高齢者を中心に、ライフステージに応じた幅広い年齢層への安全教育を行っていくことが必要です。



図表 1-4-12 : 第1次計画策定時における本県自転車事故発生状況推移(5年計)

315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329



図表 1-4-13 直近5年間（平成29年～令和3年）における本県自転車事故発生状況推移（5年計）

資料: 滋賀県警本部(一部加工)

第1次計画

(5) 第1次滋賀県自転車活用推進計画の振り返り

第1次滋賀県自転車活用推進計画の4つの柱、目標及び各施策は以下のとおりです。

図表 1-5-1：第1次滋賀県自転車活用推進計画の4つの目標と施策

柱	目標	施策
都市環境	目標1： 自転車を利用しやすい 環境整備	施策1： 自転車を利用しやすい環境の向上
健康増進 ・環境保全	目標2： 自転車活用推進による 「健康しが」の実現と 環境保全意識の醸成	施策2： サイクリングによる健康の増進・環境学 習・地域に魅力発見の推進
		施策3： ライフステージに合わせた日常における 自転車利用の促進
観光振興	目標3： サイクルツーリズム による観光誘客の推進と 地域活性化	施策4： サイクルルートにおける自転車走行空間 の整備推進
		施策5： 国内外に向けたサイクリングブランド 「ピワイチ」の確立および観光・地域経 済の振興につながる仕組みづくり
		施策6： 誰もが安全かつ気軽にサイクリングを楽 しめる環境づくり
安全・安心	目標4： 自転車事故のない 安全で安心な社会の 環境づくり	施策7： ライフステージに合わせた自転車のルー ル・マナー啓発の推進
		施策8： 自転車損害賠償保険、点検整備の促進

第1次計画

都市環境

目標1：自転車を利用しやすい環境整備

施策1：自転車を利用しやすい環境の向上

措置1. 市町版自転車活用推進計画および自転車ネットワーク計画の策定支援

- ・草津市・守山市において、市町版自転車活用推進計画が策定されました。
- ・その他の市町に対しては、市町版自転車活用推進計画の市町説明会を開催し、詳細な説明を行うとともに、同計画を作成済みの自治体から、作成のポイントや苦労した点などの情報提供を行いました。
- ・県において、国・市町との調整および窓口業務を行いました。



図表 1-5-2：市町版自転車活用推進計画の例

措置2. 自転車走行空間の整備

- ・ナショナルサイクルルートに指定された、自転車歩行者専用道路（104km）車道混在区間（92km）の整備が完了しました。
- ・新たに道路構造令に規定（令和元年7月）された自転車に関する項目を、近江の道づくりマニュアル（令和2年4月）に位置付けました。
- ・各道路管理者で年に2回、ビワイチルートの点検を実施し、安全性・快適性の改善に向けて、適切な維持管理を行いました。

第1次計画

397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425

低速コース(初/中級者向け)



自転車歩行者専用道路の整備



公園内通路の整備

上級コース(上級者向け)



自転車通行帯の整備

図表 1-5-3: 自転車走行空間整備の実施事例

措置 3. 違法駐車 of 積極的な取締りの実施

- ・違法駐車や迷惑駐車場所の巡回を頻繁に行い、常態化した路上駐車車両を排除したほか、これら路上駐車車両が影響した人身交通事故を減少させました。

措置 4. レンタサイクルの推進

- ・官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、情報の発信に努めることができました。



図表 1-5-4: HP でのサイクルステーションの紹介 (左)、店舗の様子 (右)

措置 5. 駐輪場の確保・放置自転車対策の検討

- ・各市町の申請状況に応じて適宜検討、対応した。第1次計画対象年度中、計画内容を実施することができました。

措置 6. 多様な交通モードとの組み合わせを推進

- ・鉄道駅周辺を中心としたレンタサイクル整備促進などを実施することができました。

措置 7. トラブル時のレスキュー体制づくり

- ・当初は自転車走行時のトラブルに対応するべく、タクシー事業者と連携したレスキュー体制の構築を掲げていたが、即時的な対応ができない等の課題を見出すことができました。

第1次計画

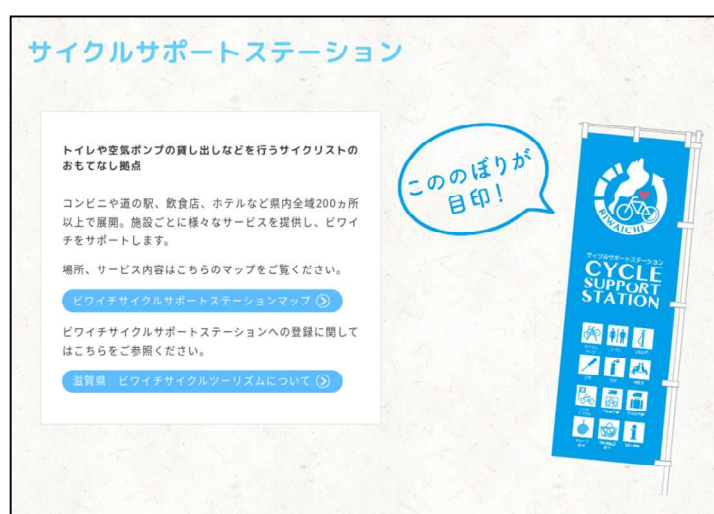
健康増進
・環境保全

目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

施策2：サイクリングによる健康の増進・環境学習・地域に魅力発見の推進

措置1. 自転車散策による地域の魅力発見と発信、体験機会の創出

- ・自転車通勤のメリットや実施する際の留意点等、周知に努めることができました。
- ・サイクルサポートステーションを設置・促進し、目的地となるスポット等の情報をwebサイトで発信することができました。
- ・初心者や家族連れを対象にした自転車の試乗体験やアプリを活用したスタンプラリーを実施するなど、気軽な自転車イベントを開催することができました。



図表 1-5-5：HP でサイクルサポートステーションを紹介（左）、令和3年度デジタルスタンプラリーのチラシ（右）

措置2. サイクリストとコミュニケーションが生まれる環境づくり

- ・わかりやすい表現の啓発フレーズを考案したほか、漫画作品とコラボしたマナー啓発冊子や啓発広告を入れたマスクを作成・配布することで、各種イベントで幅広い層にマナー啓発・指導をすることができました。
- ・ビワイチ・プラスルートにおけるサイクルサポートステーションの設置を促進することができました。

第1次計画



※ビワイチマインド3つの「こ」

ビワイチの利用者へ向けて、地域住民、歩行者への配慮を啓発するため、行政・民間団体が連携してマナーアップ活動に活用するフレーズ

図表 1-5-6: 新たなフレーズ (ビワイチマインド3つの「こ」)

442
443
444
445
446
447

措置 3. サイクリングに関する健康情報の発信

・「健康しが」ポータルサイト内「ヘルシートリップしが」において、「琵琶湖サイクリング trip」を紹介しており、サイクリングによる健康づくりに関する取り組みを情報発信しました。



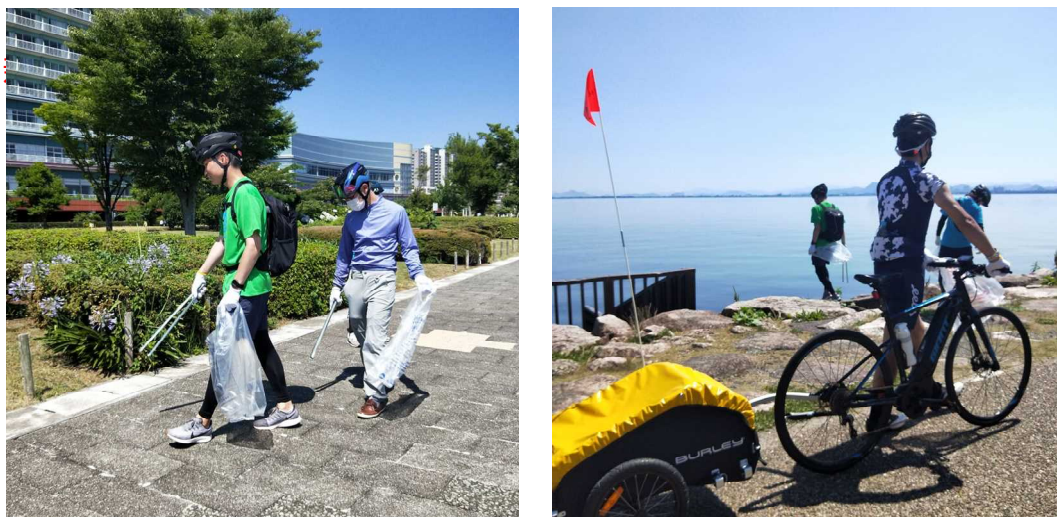
図表 1-5-7: 「健康しが」ポータルサイト

第1次計画

448
449
450
451
452
453

措置4. 環境保全意識を醸成する取り組み

- ・「びわ湖の日」の関連イベントで「ビワイチ」や「ビワイチ・プラス」の情報発信を行い、自然とのふれあいを推進しました。
- ・サイクリストとともにビワイチルート上の清掃活動参加することで、美化活動への参画を促すことができました。



図表 1-5-8：びわ湖の日の清掃活動の様子

454
455

第1次計画

456
457
458
459
460
461

施策3：ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進

措置1. 利用年齢層・用途に応じた自転車の種類・タイプの提案

- ・年齢層や用途に応じた自転車の選び方等について、HPで周知に努めました。
- ・民間団体が実施する子供向けの自転車教室やタンデム自転車講習を支援し、自転車の利用促進に努めました。



①一般的な自転車と交通ルールが異なる場合があります。

②一般的な自転車と比べて車長が長くなるので小回りが利かないなど運転感覚が異なります。

③二人でこぐので速度が出やすく注意が必要です。



図表 1-5-9：HPでタンデム自転車の紹介

要予約

ピワイチ体験スクール

インストラクターと一緒に走り、スポーツバイクの扱い方や安全走行などを学びます。自転車の持ち込みOKです！

日時 10月2日(土)10時～15時

参加料 無料

参加対象 小学3年生以上かつ身長120cm以上

定員 (10,11,12,13,14,15時) 各回10名まで

募集期間 9月1日(水)～先着順【定員になり次第終了】

予約方法 メールかTELにて、事前にお申し込みください。参加者氏名(ふりがな)/年齢/〒/住所/TEL(日中連絡がしやすい番号)/保護者氏名/参加人数/参加者の身長/参加希望時間を明記し、NPO法人五環生活まで。

スポーツバイク試乗会

キッズバイク、タンデム、ロードバイク他 自転車が大集合！

日時 10月2日(土)・3日(日) 10時～15時

参加料 無料(当日受付) **現地先着順**

要予約

子ども自転車教室

自転車デビューに必要な基礎をキックバイクで遊びながら楽しく学びます。バイク・ヘルメットの持ち込みもOKです！

日時 10月3日(日) (1回目)10時 (2回目)13時30分

参加料 無料

参加対象 4才から5才くらい

定員 各回10名程度

募集期間 9月1日(水)～先着順【定員になり次第終了】

予約方法 メールかFAXにて、事前にお申し込みください。参加者氏名(ふりがな)/年齢/〒/住所/TEL(日中連絡がしやすい番号)/保護者氏名/参加希望時間を明記し、「ピワイチ子ども自転車教室」係まで。

滋賀県野洲市北郷978 (西ヶ上側)

IN 滋賀県 希望が丘 文化公園 スポーツゾーン

SAT-SUN
2021.10.2-3
10:00-15:00

図表 1-5-10：子供向けの自転車教室

第1次計画

462
463
464
465

措置2. 自転車の日常利用、自転車通勤の推進

- ・エコ通勤優良事業所の取得を推進し、エコ通勤優良事業所の増加に努めました。
- ・モデル事業所に対して、令和元年度～3年度までに計46名に自転車通勤を体験いただき、自転車活用の取り組みを支援しました。



図表 1-5-11：自転車通勤体験事業の様子


はじめよう、自転車通勤！
 令和3年（2021年）度
滋賀県自転車通勤体験事業
 参加事業所を募集します
 9/30〆切
 滋賀県土木交通部交通戦略課
 管理係
 一般社団法人 輪の国びわ湖
 エコ交通事務局

通勤のついでに健康維持！

自転車の魅力がいっぱい

- ① 運動の中でも、身体的な負担が少なく続けやすい
- ② スポーツの苦手な人でも楽しく取り組める
- ③ ダイエットになり、糖尿病など病気の予防に効く
- ④ 気分転換やストレス解消、集中力アップに効く
- ⑤ 移動にさえば交通費が浮く

活動	消費カロリー (kcal)
ウォーキング	75
ジョギング	240
サイクリング	200

※ 食事が少ないのに消費カロリーは多い

自転車は有酸素運動なので脂肪燃焼効果が高くなります。座っている姿勢や風を切る爽快感から、実際の運動強度よりつらさを感じにくく、足腰に負担も少なく気軽に楽しく続けられます。

事業の流れ (任意の1~2カ月間に実施)

- 使用する自転車の貸出
- 第1回講座 ガイダンス、フィッティング、基本学習
自転車通勤 体験開始
- 第2回講座 メンテナンス
- 第3回講座 自転車通勤をより楽しむために
自転車通勤 体験終了



自転車通勤とそうでない日で気分はどう変わる？②

出勤前後の変化

項目	マイカー	自転車
出勤前	落ち着いた	UP!
通勤中	UP!	UP!
通勤後	リラックスした	UP!
帰宅時	UP!	UP!
帰宅後	UP!	UP!

リラックス度や活性化、やる気などを見る指標の多くで、自転車通勤は良い結果が出ています

自転車通勤で出勤すると、気分が落ち着き、活性化する

図表 1-5-12：自転車通勤体験プログラム（動画講習）

466
467

観光振興 目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化

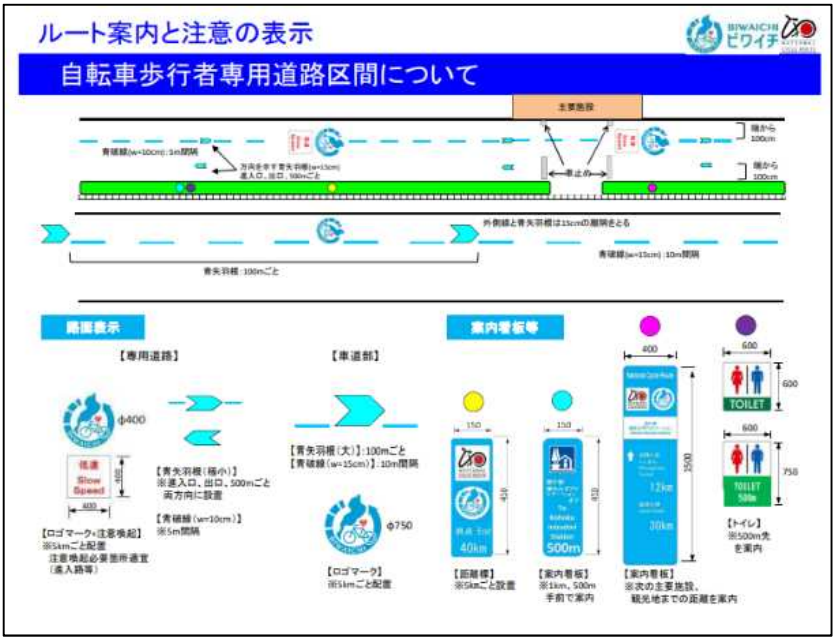
施策4：サイクルルートにおける自転車走行空間の整備推進

措置1. 走行レベルに応じたルート設定の実施と走行空間の整備

- ・ 自転車走行空間整備の推進（ナショナルサイクルルート）
 自転車歩行者専用道路（県管理分） 100 km 整備完了
 車道混在（県管理分） 41km 整備完了
- ・ 自転車走行空間整備の推進（上級コース）
 自転車通行帯（県管理分） 15.5kmの整備完了

措置2. インバウンドに対応したルート案内（看板・路面表示等）の整備

- ・ 青破線による路面表示と案内施設の整備を国、各市と連携して実施しました。
- ・ 案内施設については2か国語表記を基本に整備を実施しました。



図表 1-5-13：近江の道づくりマニュアル（案）令和4年4月1日改訂
 別冊 ビワイチ整備マニュアル（<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5311104.pdf>）

第1次計画

484
485
486
487

- 措置3. 主要施設（観光地・休憩所・トイレ等）への案内看板・路面表示の整備
- ・サイクルサポートステーションの案内看板を有償で設置する要綱を定め、公募を行い、賛同してもらえらる事業者のうち、6件の案内看板を設置しました。
 - ・ルート上の案内看板の在り方について検討し、マニュアルを定めました。

ビワイチルート上に案内看板を設置しませんか？

BIWAICHI
ビワイチ

ビワイチサイクルサポートステーション案内看板設置事業を実施します！
募集期間：決裁後3週間程度を予定

<事業概要>
ビワイチルート上に、サイクルサポートステーションに登録する施設の案内看板を設置します。案内看板は県が有償で設置し、県と施設を運営する事業者が連携して維持管理を行います。

<応募要件(次の2つの要件を満たすこと)>
・ビワイチサイクルサポートステーションに登録されており、過去2年以内にサポステ講習会を受講している事業者、または、過去1年以内にビワイチサイクルサポートステーションに登録した事業者
・看板で案内する施設は、原則としてビワイチルート上から道のり3km以内

<応募方法と事業所の選定>
・別途定める協議書を下の提出先まで持参か郵送してください。
・県において、提出された協議書の内容や看板の設置間隔などを踏まえて、看板を設置する施設を選定させていただきます。その旨、御了承の上、御応募ください。

<協定の締結と県への負担金>
・看板の設置にあたり、別途定める協定書により、県と協定(期間は5年間)を締結していただきます。
・協定締結時に、5年分の県への負担金(看板1枚につき14.6万円)を一括でお支払いいただきます。

<案内看板の規格>
・縦150cm、横40cm、厚2.0mmのアルミ板製です。
・利用できるサービスのピクトグラム(指定のもののみ)や事業所のロゴマーク、QRコード等を表示することができます。

応募書類提出・問合せ先: 滋賀県商工観光労働部観光振興局 ビワイチ推進室
〒520-8577 大津市赤町1丁目1番1号 tel:077-528-3746 email:biwaichi@pref.shiga.lg.jp



案内看板のイメージ



設置された案内看板のイメージ

図表 1-5-14: サイクルサポートステーション看板

488
489
490
491
492

- 措置4. 自転車走行空間の適切な維持管理の推進
- ・除草や植栽管理などを複数回行い、快適な自転車走行空間の維持管理に努めました。
 - ・9~10月に関係市と連携して自転車パトロールを実施しました。



図表 1-5-15: 自転車パトロールによる点検状況

493
494
495

第1次計画

施策5：国内外に向けたサイクリングブランド「ビワイチ」の確立および観光・地域経済の振興につながる仕組みづくり

措置1. 「ビワイチ」による観光誘客、窓口設置、情報発信

- ・サイクリング専門誌への掲載、各種旅行雑誌および JNTO 等への取材協力を行うことで、様々なターゲットに情報発信を行うことができました。
- ・民間事業者のサイクリングをテーマとした旅行商品の広報協力を行いました。また、サイクルツアーガイドによる、インバウンド向け旅行商品の広報活動を促進するため、サイクリングツアーガイドのパンフレットを作成しました。
- ・多言語に対応したのマップやツアーガイドのパンフレットの作成を行った。また、アプリを活用した発信を行いました。



図表 1-5-16：サイクリングガイドツアーのパンフレット

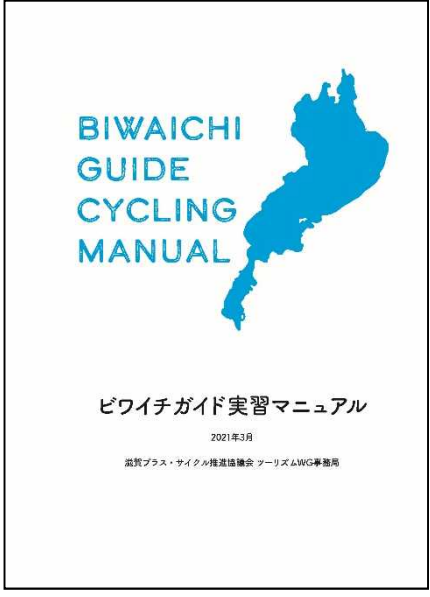
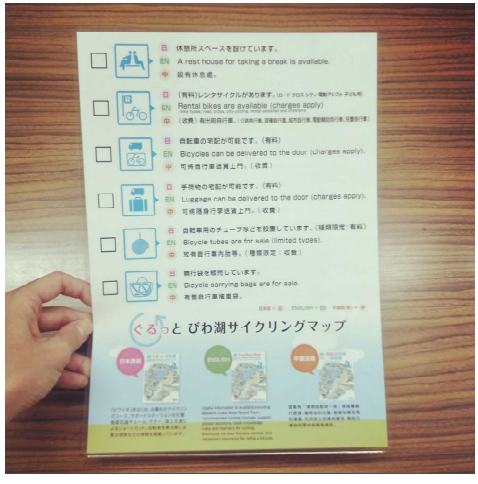
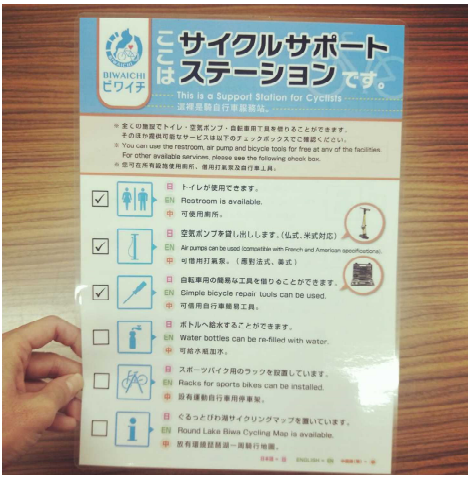
507

508

第1次計画

509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521

- 措置2. 誰でも気軽に楽しめる受入体制、サービスの充実
- ・毎年度、サイクルサポートステーションの登録事業者に対し、研修会を実施し、「おもてなし」力の向上を図ることができました。
 - ・サイクルサポートステーションで提供可能なサービスを多言語で表示したシートを配布し、海外からの訪問者に対しても利用しやすい体制を確保することができました。
 - ・ガイド向けのマニュアルを作成し、ガイド養成を推進することができました。
 - ・サイクルツアーガイド同士の情報交流イベント等の実施は、新型コロナウイルス感染症により、見送ることとなったが、サイクルツアーガイドからツアーガイドの現状や実態などの話を聞き、今後のセミナー等の開催に役立つ情報を得ることができました。
 - ・サイクルサポートステーションの設置・促進を通じ、サイクリストを支援する拠点を整備することができました。



図表 1-5-17: サイクルサポートステーション設置の多言語シート (上)、ガイド向けのマニュアル (下)

522

第1次計画

523
524
525
526
527
528
529
530

- 措置3. 女性・親子連れが気軽に楽しめるサイクルツーリズムの推進
- ・立ち寄りスポットの発掘や、磨き上げによる魅力向上を図るため、ビワイチ・プラスルートを紹介するパンフレットを作成しました。
 - ・ビワイチサイクリングナビアプリを活用したデジタルスタンプラリーを県内各地で市町と協働で開催することによりビワイチ・プラスルートへの周遊を促進しました。
 - ・サイクルサポートステーション講習会などでロゴマーク活用の呼びかけを通して、商品等の開発を促進しました。



図表 1-5-18: ビワイチ・プラスのマップ (上)、ビワイチ商品 (下3枚)

531
532

第1次計画

措置4. ナショナルサイクルルート指定後の取り組み

- ・2か国語表記やピクトグラムの使用により、訪日外国人旅行者の方にもわかりやすい案内看板と路面標示の設置をビワイチルート上で実施しました。
- ・ホームページやマップ、アプリの多言語化を実施しました。
- ・関係団体等との連携により海外旅行会社向けに情報発信を行いました。
- ・海外への発信を行っている事業者への取材協力を通じ、プロモーションを行うことができました。

中国語（繁体字）版

日本語版

英語版



図表 1-5-19：多言語対応したビワイチサイクリングマップ

第1次計画

546
547
548
549
550
551
552
553

施策6：誰もが安全かつ気軽にサイクリングを楽しめる環境づくり

措置1. サイクリング時のルール・マナー遵守に向けた取り組みの推進

- ・啓発リーフレットを作成し、警察署等の安全啓発行事に参加するなどして、啓発活動を行うことができました。
- ・漫画作品とコラボしたマナー啓発冊子や啓発広告を入れたマスクを作成し、活用することで、各種イベントで幅広い層にマナー啓発・指導をすることができました。



図表 1-5-20： ビワイチのマナーアップの啓発活動の様子

554
555
556
557
558
559
560

措置2. 安全・安心な走行を支援する案内情報の提供

- ・サイクリングマップやアプリにより誰もがわかりやすい案内を充実させることができました。
- ・2か国語表記やピクトグラムの使用により、訪日外国人旅行者の方にもわかりやすい案内看板と路面標示の設置をビワイチルート上で実施しました。



図表 1-5-21： 多言語によるビワイチサイクリングナビアプリ画面

561

第1次計画



図表 1-5-22： 2か国語表記のピクトグラムを使用した注意看板・路面表示の例

562

563

措置3. 多様な交通モードとの組み合わせを推進

564

- ・湖上交通を活用したショートカットビワイチについて、ビワイチマップやビワイチパンフレットに掲載し、普及を推進することができました。

565

ショートカットクルーズ

彦根～竹生島～マキノ港を結ぶオーミマリンの航路では、自転車をそのまま船に載せることができます。ゆったりとした湖上クルーズで琵琶湖の魅力を満喫しながら、楽々移動出来ます。

※要予約 予約はオーミマリン彦根港支店（0749-22-0619）まで



図表 1-5-23： 船を利用したショートカットビワイチの紹介

566

567

568

569

施策7：ライフステージに合わせた自転車のルール・マナー啓発の推進

570

571

措置1. 自転車安全教育に関する指導技術の向上

572

- ・教職員に対して、安全指導啓発リーフレットの配布や、学校安全指導者講習会を開催し、自転車利用についての研修を行いました。（自転車事故の傾向・法規・メンテナンスなど）
- ・交通安全指導員養成講座を実施しました。

573

574

575



図表 1-5-24：高齢者指導員養成講座の様子



図表 1-5-25：幼児指導員養成講座の様子

576

577

578

579

580

581

582

第1次計画

措置2. ライフステージに応じた自転車安全教育の充実

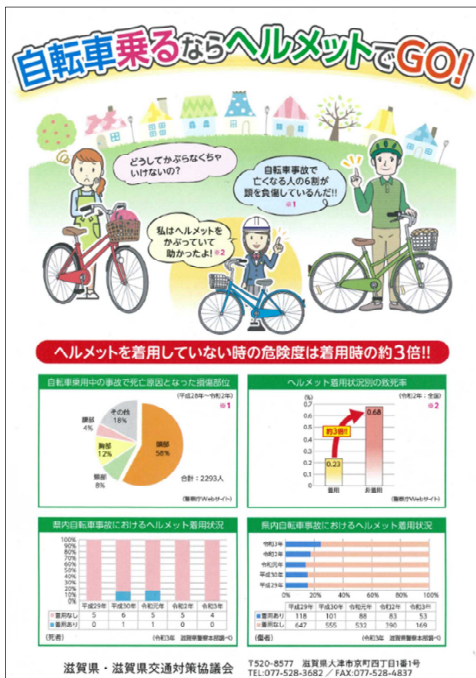
- ・ 県と民間団体が連携して作成した利用年齢層ごとの啓発リーフレットを配布することで、幅広い年齢層に対して自転車通行ルールの周知を行いました。
- ・ 幼児、小学生などに対する交通安全教室を開催しました。
学級活動やホームルーム活動の時間を利用して、全学年で学校や児童生徒の実態に応じた交通安全指導を行いました。
また、小学校5年・中学校2年・高校1年の保健体育において交通安全教育を実施しました。
- ・ 高校生に対してヘルメット着用の啓発リーフレットを配布しました。また、免許返納をされた高齢者に対して寄贈を受けたヘルメットを配布し、安全意識の向上に努めました。
- ・ 自転車安全利用指導員により、学校や一般向けの交通安全教室を開催しました。また、学校での啓発活動を実施しました。



図表1-5-26: 自転車シミュレーターによる安全教室



図表1-5-27: 県と民間団体が連携して作成した利用年齢層ごとの啓発パンフレット



図表1-5-28: 高校生向けヘルメット着用啓発



図表1-5-29: 高齢者向けヘルメット無償配布

第1次計画

措置3. 交通安全意識向上を図る広報啓発

- ・ 自転車安全利用日である毎月1日に、市町・警察・関係機関と連携した啓発活動を行いました。
- ・ 中学生や販売店などに対し、自転車安全利用五則リーフレットを配布し、安全意識の向上に努めました。
- ・ ビワイチ利用者へ自転車の安全利用について啓発を実施しました。
- ・ 自転車利用者へ店舗や駅での安全啓発を実施しました。
- ・ 交通安全 VR を用いて「ながらスマホ」の危険性を体験させるとともに、保護者向け情報誌「教育しが」に注意喚起文を掲載しました。



図表 1-5-30: VR 体験の様子

自転車安全利用五則

● 自転車事故の多くは「赤信号無視」や「一時不停止」といった、自転車の重大なルール違反が原因となっています。
 ● 自転車は交通ルール上「車両」で、自動車と同じように扱われ、違反すると処罰の対象となります。
 ● 交通ルールを正しく守って、自転車を「安全・快適・便利」に利用しましょう。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

● 自転車は車道を通行するのが原則ですが、下の標識がある歩道は自転車も通ることが出来ます。

規定 道路交通法第17条第1項、第63条の4第1項
罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

2 車道は左側を通行

● 自転車は車道の左側を走って通行しましょう

規定 道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項、第17条の2、第63条の3
罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料料

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行

● 歩道を通行する場合は、直ちに止まれる速度で、歩道の中央から車道寄りを通りましょう。

規定 道路交通法第63条の4第2項
罰則 2万円以下の罰金又は料料

4 安全ルールを守る

夜間はライトを点灯

● 自転車は夜間はライトを点灯し、反射材を付けましょう

規定 道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項、道路交通法施行令第18条第1項第5号
罰則 5万円以下の罰金

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

● 交差点では信号を守り、一時停止し安全を確認しましょう

規定 道路交通法第7条、第43条
罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

● 飲酒運転、二人乗り、並進は禁止されています

規定 道路交通法第65条第1項、第57条第2項、第19条
罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料料

■ 自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」

5 子どもはヘルメットを着用

● 子どもはヘルメットを着用しましょう

■ 運転させるときも、補助具等に乘せるときも着用させましょう

図表 1-5-31 : 自転車安全利用五則リーフレット

第1次計画

645
646
647
648
649
650
651
652
653
654

施策8：自転車損害賠償保険、点検整備の促進目標の達成状況

措置1. 自転車保険への加入、TS^(※)マークの普及

- ・県職員、中学生および免許更新者を対象とした自転車保険加入状況のアンケートを実施し、加入状況の把握につとめた。自転車保険加入を促進するデジタル広告を掲載しました。
- ・教育しが5月号に加入促進文を掲載し、小学生に対してその啓発リーフレットを毎年約30000部配布し、周知しました。

(※) TSマークとは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に対して、傷害保険や賠償責任保険などの付帯保険が受けられるもの。

「TS」は、TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字



図表 1-5-32：自転車保険加入を促進するデジタル広告

655
656
657
658
659
660

措置2. 点検・整備方法等についての啓発

- ・自転車安全利用指導員による、街頭啓発や交通安全教室開催の際に自転車安全点検の指導を実施しました。
- ・自転車の点検に関して記載のあるリーフレットを滋賀県自転車自動車商業協同組合および販売店に対して配布し点検を促しました。



図表 1-5-33：自転車安全利用指導員による指導の様子



図表 1-5-34：自転車の点検に関するリーフレット

第1次計画

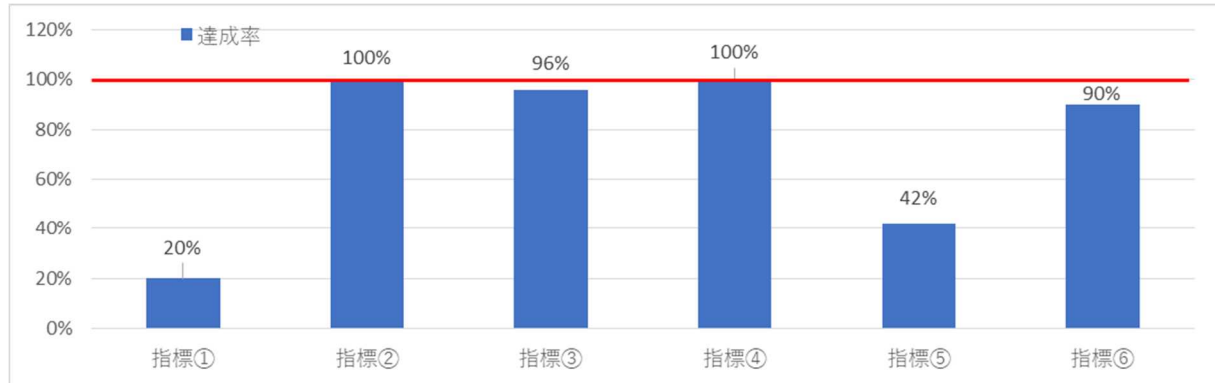
(6) 第1次滋賀県自転車活用推進計画における目標の達成状況と評価

図表1-6-1：第1次滋賀県自転車活用推進計画の指標の目標と実績

柱	目標	指標	計画策定時	R1実績	R2実績	R3実績	R4見込み	目標
都市環境	目標1：自転車を利用しやすい環境整備	① 自転車活用推進計画策定市町数	0市町		2市町	2市町	2市町	10市町以上
			R1年度		R2年度	R3年度	R4年度	
健康増進・環境保全	目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成	② 健康寿命	男性：79.47歳 女性：84.03歳	男性：81.07歳 女性：84.61歳			集計中	延伸
			H29年度		R1年度		R4年度	
観光振興	目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化	④ 自転車走行空間整備延長（県管理道路）	76.7%	79.0%	80.8%	76.8%	集計中	80.0%以上
			H30年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
安全・安心	目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり	⑥ 自転車乗用中の交通事故発生件数	673件	628件	484件	463件	集計中	440件以下
			H30年		R1年	R2年	R3年	R4年

※実績値の出典

- 指標① 道路保全課集計
- 指標② 滋賀県 HP 「県の平均寿命・健康寿命について」
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5308153.pdf>)
- 指標③ 県政モニターアンケート結果より
- 指標④ 道路保全課集計
- 指標⑤ ビワイチ推進基本方針より
- 指標⑥ 交通年鑑「滋賀の交通」(<http://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/kotsu/shiganokoutsu/>)



※達成率の集計方法

- 指標① (令和4年度実績値) ÷ (目標値)
- 指標② (令和元年度実績値) と (平成29年度実績値) との比較
- 指標③ (令和3年度実績値) ÷ (目標値)
- 指標④ (令和4年度実績値) ÷ (目標値)
- 指標⑤ (令和3年度実績値) ÷ (目標値)
- 指標⑥ (令和3年度実績値) ÷ (目標値)

第1次計画

711 4つの柱に設けた4つの目標に対する6つの指標のうち、指標②、④は達成できる見
712 込みです。

713 指標③、指標⑥は、集計中ではありますが、令和3年度の結果より目標値並みの水準
714 まで達しており、取り組みの成果が出ています。このことから、自転車にかかる施策に
715 より、滋賀県の自転車文化の推進を図ることができました。

716 今後もこれまでと同様の取り組みの効果を発揮するため、新たな目標を設定する必要
717 があります。

718
719 指標①、⑤は未達成となる見込みです。その主な原因としては、令和2年度以降拡大
720 した新型コロナウイルス感染症による、外出自粛や観光施設の閉館・休業、入場制限な
721 どが、サイクリストの減少などといった、観光施策の全般に影響したと考えられます。

722 ただし、コロナ禍の影響により、滋賀を訪れるサイクリストが減少していますが、他
723 の観光入込客数の落込みよりは鈍く、サイクリングの人気の高さがうかがえます。

724 昨今はその関心が高まる傾向にあります。

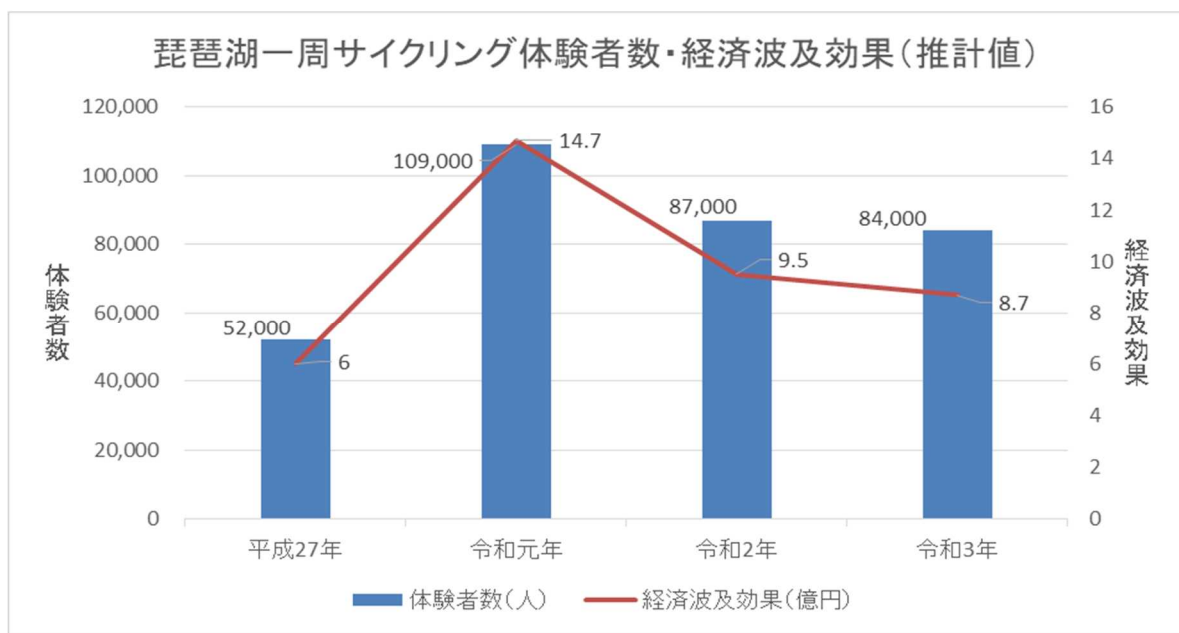
725 従って、今後はコロナ禍からの回復期と位置づけ、より安全で快適に自転車を利用でき
726 る環境の形成への取り組みを充実していく必要があります。

727

728

729

730



図表 1-6-3 : ピワイチ体験者数の推移

※令和3年度の全国延べ観光入込客数 3,692万人(令和元年度 31.7%減)
となる中、ピワイチ体験者数は 令和元年度比 22.9%減にとどまっています。

第2次計画

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

(1) 基本方針

① 本計画の目指すべき姿

滋賀県民は昔から、小中高校生の冒険代わりや、一部の中学校の体験学習として、琵琶湖一周サイクリングを行う自転車文化がありました。滋賀県自転車活用推進計画では、目指すべき姿を以下のとおり定めています。

目指すべき姿

ビワイチからひろげる自転車文化

- ① 滋賀県の自転車文化の一つともいえる、「ビワイチ」¹を原点とすること。
- ② 自転車に対して「新しい価値と公共性を付与していく」²ことを通じて、自転車文化をより深めていくこと。
- ③ 日常においても観光においても自転車が移動等の選択肢の一つとなること。

¹琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの。

²+cycle（プラスサイクル）推進プランの「これまで個人の私的な移動手段としての役割に限定されていた自転車に対して、単なる公共交通との連携だけでなく、その役割を見直し、新しい価値と公共性を付与していくことで、自転車を地域における交通体系に位置づけていく」（「+cycle（プラスサイクル）」という考え方）より抜粋。

② 第2次滋賀県自転車活用推進計画の目標

「自転車活用推進法」や、「ビワイチ推進条例」、「滋賀県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」の基本理念を踏まえつつ、本県の自転車利用における現状と課題に対応するため、以下の4つの目標を設定するとともに、これらの目標達成のために具体的に実施すべき施策について以下のとおり定めます。

柱	目標
都市環境	目標1：自転車を利用しやすい環境整備
健康増進 ・環境保全	目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成
観光振興	目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化
安全・安心	目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり

第2次計画

③ 計画における見直しのポイント（主な社会情勢の変化）

第2次滋賀県自転車活用推進計画の策定にあたり、第1次計画で位置づけた各施策の課題に対して、より充実した措置となるよう内容を見直しました。また、以下に示す社会情勢の変化を計画へ反映しました。

見直しのポイント

・ コロナ禍における生活様式の変容（自転車利用の増加）

- 自転車ネットワークの計画的な整備の推進
- より安全な自転車走行空間の整備



目標1

目標4

・ 環境保全意識の醸成、健康しがの実現

- MLGsの策定※1
- 健康しがの取組の浸透※2
- 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の施行※3



目標2

・ 観光資源の魅力向上

- ビワイチ推進条例の施行
- ナショナルサイクルルートの整備完了（R4年度末予定）
- 安全で快適なサイクリング環境の充実



目標3

※1 MLGs（エコツーリズム） <http://www.pref.shiga.lg.jp/ecotourism/index.html>

※2 健康しが <https://www.kenkou-shiga.jp/>

※3 CO₂ネットゼロの取組（条例・計画） [（リンク先 URL 作成中）](#)

第2次計画

(2) 施策の課題（見直すべき点）、実施すべき施策

目標1：自転車を利用しやすい環境整備

施策（1）自転車を利用しやすい環境の向上

措置1. 計画的な自転車走行空間整備に向けた、自転車ネットワーク計画および市町版自転車活用推進計画の策定支援

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 日常利用と観光との双方を対象とした、自転車ネットワーク計画策定支援
- ・ ビワイチ・プラスは観光ネットワークの軸であることの強調
- ・ 市町担当者会議など、検討の場を設けるための支援

【実施すべき施策】

充実

1. 市町に対し、計画策定の働きかけを行います。

自転車ネットワーク計画および市町版自転車活用推進計画作成にかかる支援体制を構築します。

継続

2. 自転車施策に関する相談窓口を設置することで担当者間の情報共有を図ります。

措置2. 自転車ネットワーク計画による自転車走行空間の整備の推進

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 市町・地元・利用者の声を反映した、自転車空間づくり
- ・ すべての通行者が共存・共有できるよう自転車走行空間の最適化
- ・ 近江の道づくりマニュアル（令和2年4月）に基づく整備を推進およびビワイチ案内表示マニュアルの拡充
- ・ 巻き込み部の境界ブロックの段差改善等、より安全で快適な走行空間の整備

【実施すべき施策】

充実

3. 自動車、自転車、歩行者が安全に通行できる環境を整備します。

充実

4. 近江の道づくりマニュアル（案）【令和4年4月】に基づく整備を促進するとともに、ビワイチ案内表示マニュアルを拡充（看板・路面標示）します。

充実

5. 歩道巻き込み部の段差解消や障害物撤去により自転車通行空間の安全性・快適性の改善を推進します。

第2次計画

措置3. 違法駐車 of 積極的な取締りの実施

【実施すべき施策】

- 継続** 6. 悪質性、危険性、迷惑性が高く交通事故の要因となっている駐車違反車両に対して、取締りを積極的に推進します。

措置4. レンタサイクルの推進

【実施すべき施策】

- 継続** 7. 官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、HPで情報提供を行います。

措置5. 駐輪場の確保・放置自転車対策の検討

【実施すべき施策】

- 継続** 8. 地域の要望に応じた駐輪場の整備の補助を検討します。

措置6. 公共交通と組み合わせた自転車の利活用についての検討

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 電車やバスなどの公共交通と組み合わせた自転車の利活用について観光事業と連携した施策展開、情報発信

【実施すべき施策】

- 充実** 9. 駅を起点とした観光での自転車活用の推進など、公共交通との組み合わせによる自転車の利活用を検討します。

措置7. トラブル時のレスキュー体制づくり

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ タクシーによるサイクルレスキューは、特別な技能を要するため、人員確保が困難。このため、対応に時間を要するなどといった問題が生じている。サイクルレスキュー受入体制の再構築が必要

【実施すべき施策】

- 充実** 10. 様々な事業者との連携を視野に、より効果的な対応となるようレスキュー体制を見直します。

第2次計画

861
862
863
864
865
866
867



図表 2-2-1：目標のイメージ図
～ 自転車を利用しやすい環境整備 ～

第2次計画

目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

施策（2）自転車による健康の増進・環境学習、地域に魅力発見の推進

措置1. 自転車散策による地域の魅力発見と発信、体験機会の創出

【実施すべき施策】

- 874 **継続** 11. 日常利用、自転車通勤事例など自転車情報を web サイト等により発信し
875 ます。
- 876 **継続** 12. 目的地となるスポット、休憩場所等を地域住民とともに掘り起こし、web
877 サイト等でその情報を発信します。
- 878 **継続** 13. 参加者ニーズに応じて気軽に参加できるイベントを開催します。

措置2. 自転車利用に関する健康情報の発信

【施策の課題（見直すべき点）】

- 883 ・ 「サイクリング×健康」をテーマとした、サイクルツーリズム関連情報発信のさら
884 なる充実

【実施すべき施策】

- 887 **充実** 14. 自転車通勤の効果など、「サイクリング×健康」をテーマとした情報発
888 信や「健康しが」と「観光」の関連イベントと連携して情報発信する中
889 で、自転車活用の魅力を発信します。
- 890 **継続** 15. サイクリングによる健康づくり促進に向けた情報を発信します。
- 891 **新規** 16. インターネットを用いたアンケート調査を実施し、自転車利用・サイク
892 リングを含めたスポーツに関する意識および実態を調査します。

Q8) Q7で回答された運動やスポーツを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。(〇は1つだけ)

「週に3日以上(年151日以上)」が25.2%で最も多い。次いで「週に2日(年101~150日)」が14.7%、「月に1~3日(年12~50日)」13.7%、「週に1日(年51~100日)」12.1%となっている。

図 Q8) Q7で回答された運動やスポーツを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。(n=1,447)



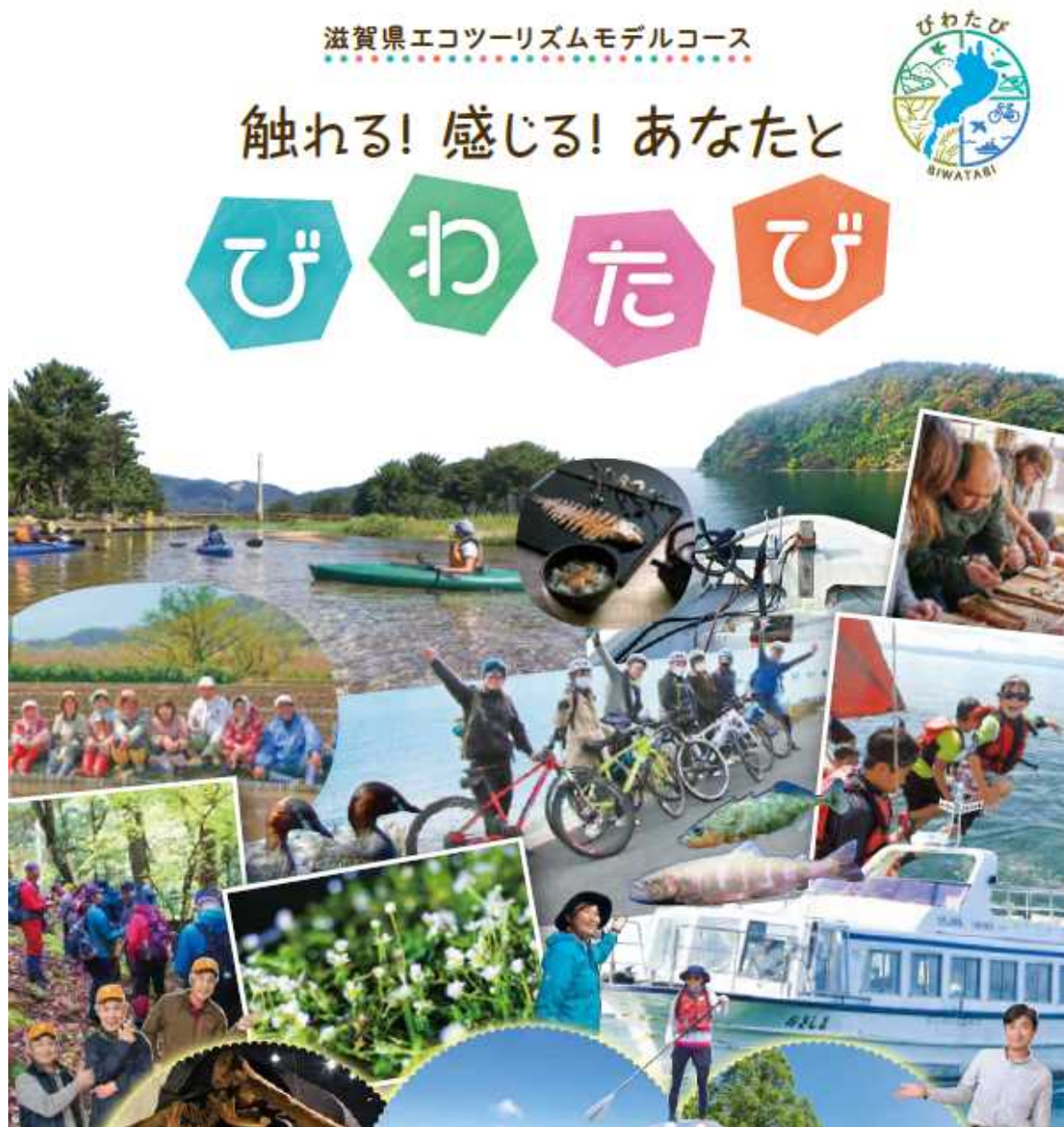
図表2-2-2：滋賀県スポーツ実施状況調査(令和3年度実績)
(滋賀県HPより <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/sports/325548.html>)

第2次計画

措置3. 環境保全意識を醸成する取り組み

【実施すべき施策】

- 893
894
895
896 **継続** 17. イベントへの出展や web サイト等による情報発信を通じて、「ビワイチ」
897 や「ビワイチ・プラス」による自然とのふれあいを推進します。
- 898 **継続** 18. サイクリストに対して、普段走行しているサイクリングコース周辺（琵琶湖、
899 河川、道路等）の美化活動への参画を促します。
- 900 **新規** 19. 琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化に触れ合うことで、琵琶湖
901 や自然の重要性を感じる、エコツーリズムを推進します。
902



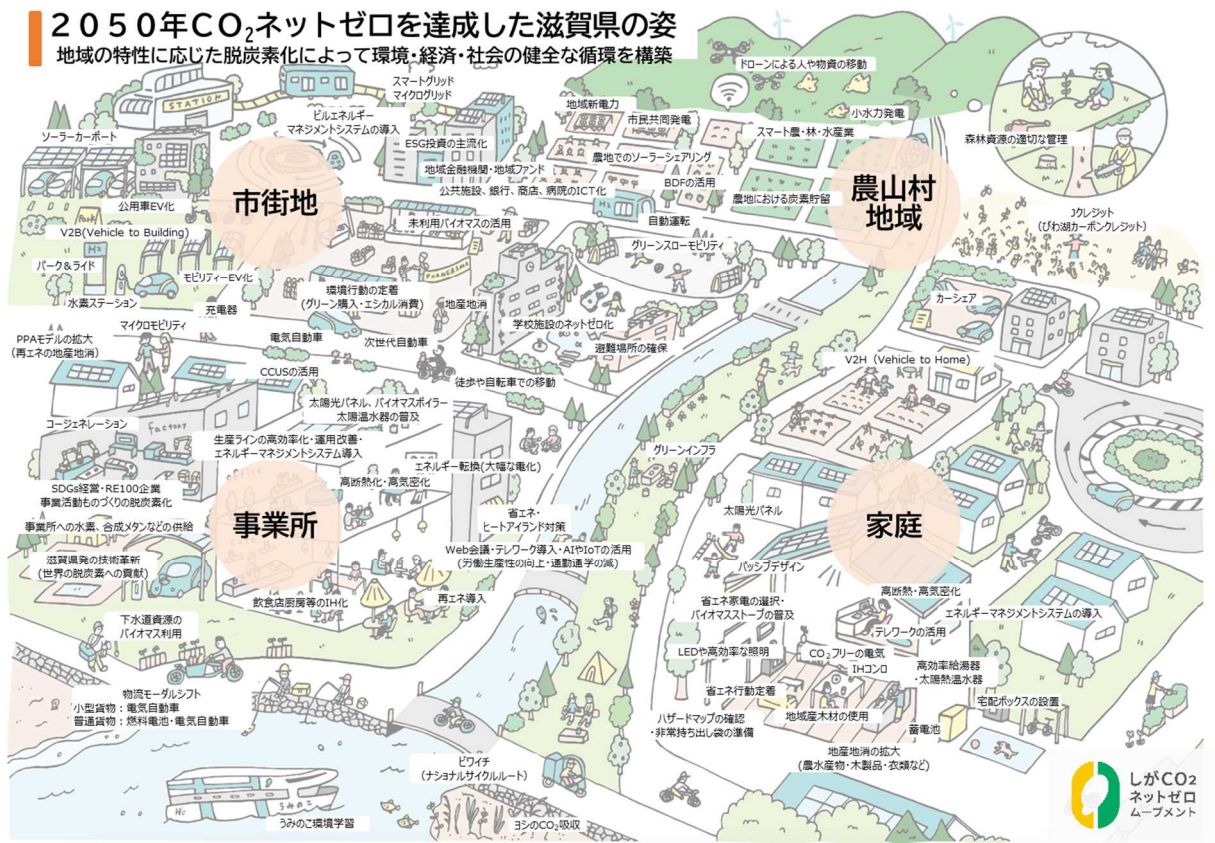
図表2-2-3: 滋賀県エコツーリズムモデルコース「びわたび」
(滋賀県 HP より <http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/316549.html>)

第2次計画

措置4. しがCO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取り組み

【実施すべき施策】

- 新規** 20. うちエコ診断士よりCO₂ネットゼロに資する交通手段のひとつとして、自転車の利用を提案します。
- 新規** 21. 一般県民対象の出前講座の中で、CO₂ネットゼロに資する交通手段のひとつとして、自転車の利用を呼び掛けます。



図表 2-2-4: CO₂ネットゼロ社会のイメージ図

第2次計画

目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

施策（3）ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進

措置1．自転車利用者の年齢層や用途に応じた自転車の種類・タイプの提案

【実施すべき施策】

- 919
- 920
- 921 **継続** 22. 官民が協力して多様な自転車についての情報をホームページやパンフレット等において紹介します。
- 922
- 923 **継続** 23. 民間団体が実施する子供向けの自転車教室やタンデム自転車講習を支援します。
- 924

措置2．自転車の日常利用、自転車通勤の推進

【施策の課題（見直すべき点）】

- 927
- 928
- 929 ・ 自転車通勤推進のための動画教材や出前講座、アンケート等で得た知見の活用
- 930

【実施すべき施策】

- 931
- 932 **継続** 24. エコ通勤優良事業所の取得を推進します。
- 933 **充実** 25. 自転車通勤体験プログラムや動画教材を活用・情報発信することで、自転車通勤の実施を促します。
- 934



図表2-2-5：目標のイメージ図

～ 自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成 ～

施策（4） ビワイチの魅力向上と創出

措置1. 誘客の推進

【実施すべき施策】

継続

26. サイクリングを組み込んだ旅行商品の開発支援と販売促進をします。

新規

27. 誰もが楽しめる「ビワイチ」を象徴するサイクリングイベントなどのスポーツ行事等の開催について、関係者との連携のもと継続的に開催します。

継続

28. 「ビワイチ」ロゴマークを活用したサイクリスト向けの「滋賀ならではの」商品の開発支援と販売促進をします。

措置2. 観光資源の活用

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ ビワイチ・プラスコースの情報発信
- ・ 誰もがビワイチを楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出

【実施すべき施策】

新規

29. 滋賀県の豊かな自然や、滋賀ならではの農山漁村の暮らしに触れられる体験・交流型観光「シガリズム」を促進し、訪日外国人旅行者については、ニーズに応じた魅力あるコンテンツを創出し、多様なサイクルツーリズムを推進します。

継続

30. 目的地や、休憩場所等を地域住民とともに掘り起こし、web サイト等でその情報を発信します。

充実

31. 老若男女問わず、また障害のある人もない人も自転車散策を楽しめる環境整備に取り組みます。

継続

32. ビワイチルートをはじめ、気軽に地域に立ち寄りながらサイクリングを楽しむビワイチ・プラスルートを活用したサイクリングツアーの開発支援と販売促進をします。

第2次計画

措置3. 人材の育成等

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ サイクルツアーガイドから現状や実態などの情報を吸い上げる取り組み

【実施すべき施策】

- 継続** 33. サイクルサポートステーションに登録している事業者を対象とした「おもてなし研修」を実施し、サービスの向上を図ります。
- 充実** 34. サイクルツアーガイドの現状や実態などを踏まえて、サイクルツアーガイド同士が情報交換し、向上できる機会を創出します。
- 充実** 35. 安全誘導、観光案内、多言語対応等利用者ニーズに応じたガイドの活躍の機会をビワイチ週間等で創出します。
- 新規** 36. 青少年をはじめとするあらゆる人がビワイチに親しめるよう、各種団体の取り組みを支援し、サイクルツーリズムを担う人材を育成するとともに、ビワイチ体験を応援する仕組みづくりを行います。

措置4. 地域住民・歩行者・サイクリストの安全な利用に関する取組

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ ビワイチ利用者に対する歩行者や地域住民への配慮を促す啓発
- ・ 楽しみながらマナーを学べる取り組みの充実
- ・ サイクリストの社会貢献活動への参画促進に向けた取り組み

【実施すべき施策】

- 充実** 37. 自転車安全利用五則をリーフレットやポスターにより呼びかける。加えて、歩行者や自動車から寄せられた情報についてサイクルサポートステーションや自転車利用者に共有し、ルールへの順守を啓発します。
- 充実** 38. ビワイチの日や、サイクルサポートステーション、サイクリストにやさしい宿等を通じて、自転車で走るときに守ってほしい「ビワイチマインド」の周知を強化します。
- 充実** 39. 「ビワイチマインド」の周知など、歩行者、自転車、自動車、そして地域住民がお互いにコミュニケーションが生まれる環境づくりを通じて、道路を共有する機運を醸成します。

第2次計画

措置5. ビワイチの日およびビワイチ週間の活用

【実施すべき施策】

- 1010
- 1011
- 1012
- 1013 **新規** 40. 様々な媒体を活用して広報・周知するとともに、県民が気軽にビワイチ
- 1014 を楽しめるようイベントを開催することにより、県民のビワイチ体験の
- 1015 定着を図ります。
- 1016 **継続** 41. 参加者ニーズに応じて気軽に参加できるイベントを開催します。
- 1017 **新規** 42. 市町、事業者、各種団体による特色を生かしたサイクリングイベントの
- 1018 開催を支援し、地域経済の活性化を図ります。
- 1019

施策（5） ビワイチの受入環境整備

措置1. 安全な自転車走行空間の確立

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 交通量の多い車道混在箇所における植栽帯などを活用した路肩拡幅および植栽帯がない箇所の道路空間の再配分による自転車走行空間確保

【実施すべき施策】

継続

43. 自転車歩行者専用道路等の整備を推進します。

充実

44. 道路拡幅や、部分的に幅が広がっている歩道・中央ゼブラ帯の利用により、自転車走行空間を生み出し、自転車の安全性向上を図ります。

新規

45. 自転車走行空間の安全確保のため、道路管理者・交通管理者とが連携して自転車通行部分の明示化を推進し、更に、自転車の通行実態を踏まえた適正な交通規制を実施します。

措置2. インバウンドに対応したルート案内（看板・路面表示等）の整備

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 分岐点等複雑なルートにおいて、路面標示、案内看板の充実。
- ・ 危険箇所看板の充実に向けた、デザインの検討。

【実施すべき施策】

充実

46. 路面表示・案内看板等を充実させます。

充実

47. ピクトグラム、多言語表記を基本とした案内看板・路面表示等の設置のほか、危険箇所などの警戒看板のデザイン検討を行い、充実を図ります。

措置3. 観光地・休憩所・トイレ等への案内看板・路面表示の整備

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 観光施設への案内看板の充実に向けた検討
- ・ ビワイチ・プラスと連携した案内看板の検討
- ・ 県道だけでなく、市町と連携した看板設置の推進
- ・ 現在地を確認できる仕組みづくりや、誰もがわかりやすいピクトグラムの検討

第2次計画

【実施すべき施策】

- 1056 **充実** 48. 観光施設（観光スポット、パワースポット等）、休憩所、トイレ等を案内
- 1057 する看板、路面表示を検討し、充実させます。
- 1058
- 1059 **充実** 49. サイクルサポートステーションへの案内看板の設置を国道・市道にも展
- 1060 開します。
- 1061 **充実** 50. ユニバーサルデザインに対応した案内看板や路面表示等、安全・快適な
- 1062 案内施設の設置ルールを検討します。
- 1063

措置4. 自転車走行空間の適切な維持管理の推進

【実施すべき施策】

- 1064 **継続** 51. 適切な時期に効果的な除草・清掃を実施することで、安全で快適な自転
- 1065 車走行空間の維持管理に努めます。
- 1066
- 1067 **継続** 52. 自転車によるパトロールを実施し、自転車利用者目線での管理に努めま
- 1068 す。
- 1069
- 1070
- 1071

措置5. 拠点施設等の整備

【実施すべき施策】

- 1072 **継続** 53. サイクルサポートステーションなど自転車利用者とコミュニケーション
- 1073 をとれる場の設置を促進します。
- 1074
- 1075 **新規** 54. 滋賀を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「滋賀
- 1076 県サイクリストにやさしい宿」として認定するとともに、利用者の利便
- 1077 性向上に向けた取り組みを支援します。
- 1078
- 1079 **新規** 55. アプリを活用したレンタサイクルの電子予約などの機能充実を支援する
- 1080 とともに、提供サービスについて幅広く広報等を行うことにより、ゲ
- 1081 ートウェイの利用を促進します。
- 1082
- 1083

措置6. サイクリストの利便性向上

【実施すべき施策】

- 1084 **継続** 56. 湖上交通を活用したショートカットビワイチの提案と実現を推進します。
- 1085
- 1086 **継続** 57. サイクルサポートステーション向けの多言語シートの配布や店内におけ
- 1087 る案内表示、メニュー等の多言語化を促進するなど、多言語での案内の
- 1088 充実化を図ります。
- 1089
- 1090 **継続** 58. トイレや空気ポンプの無料貸出などサイクリストを支援するサイクルサ
- 1091 ポートステーションや休憩拠点、無料Wi-Fi等の整備を促進します。
- 1092

第2次計画

1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1100
1101

- 継続** 59. 多言語対応した情報が訪日外国人旅行者の目に触れるようにさまざまな媒体を活用し、情報発信していきます。
- 継続** 60. web サイトやビワイチアプリ、サイクリングマップによるルート案内を行います。
- 継続** 61. 案内表示の整備や多言語案内看板の設置等誰もがわかりやすい案内表示を充実させます。



図表2-2-7: 目標のイメージ図

～ サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化 ～

第2次計画

目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化

施策（6） ビワイチの魅力発信と推進体制強化等

措置1. 魅力情報の発信

【実施すべき施策】

- 継続 62. ターゲットに合わせて効率的かつ効果的な情報を発信する。
- 継続 63. 海外に向けたプロモーションや多言語による魅力を発信する。
- 継続 64. 国内外問わず「ビワイチ」ルートを広くプロモーションする。

措置2. 推進体制の整備、調査等

【実施すべき施策】

- 新規 65. 国・市町・事業者等との連携を深める一つの方法として、「滋賀プラス・サイクル推進協議会」による取り組みを活性化させます。
- 新規 66. 近隣の府県、大規模自転車道等を管理する他の地方公共団体と連携を図ります。
- 新規 67. 今後の訪日外国人旅行者の回復、更なる拡大を見据え、ビワイチの魅力を海外に発信するため、国関係機関および国外の関係機関（姉妹州省・姉妹都市）との連携を推進します。
- 新規 68. 県民や自転車利用者へのアンケート調査、ビワイチサイクリングナビのデータ解析などを行い、今後の施策の推進に活用します。

第2次計画

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり

施策（7） ライフステージに合わせた自転車のルール・マナー啓発の推進

措置1. 魅力情報の発信

【施策の課題（見直すべき点）】

- ・ 運転免許を持たない高齢者への安全教育の充実。

【実施すべき施策】

- 継続** 69. 自転車利用者のライフステージに応じた交通安全教育を実施するため、交通安全指導員や教職員等の資質の向上を図ります。
- 充実** 70. 交通安全に関連する研修会を毎年開催するほか、高齢者世帯への戸別訪問活動を通じて、各地域の交通安全指導の充実を図ります。

措置2. ライフステージに応じた自転車安全教育の充実

【実施すべき施策】

- 継続** 71. ライフステージに応じた自転車安全教育を推進します。
- 継続** 72. 自転車安全利用指導員による自転車に関する交通安全教育を実施します。
- 継続** 73. 自転車乗車時におけるヘルメット着用に向けた意識向上を図ります。
- 継続** 74. 自転車は車両であることの周知および「自転車安全利用五則」を利用した交通安全教室の開催等、幅広い世代に対して、正しい交通ルールとマナーの周知します。
- 新規** 75. 自転車を業務で使用する事業者に対して、交通安全対策の働きかけ等を検討します。

措置3. 交通安全意識向上を図る広報啓発

【実施すべき施策】

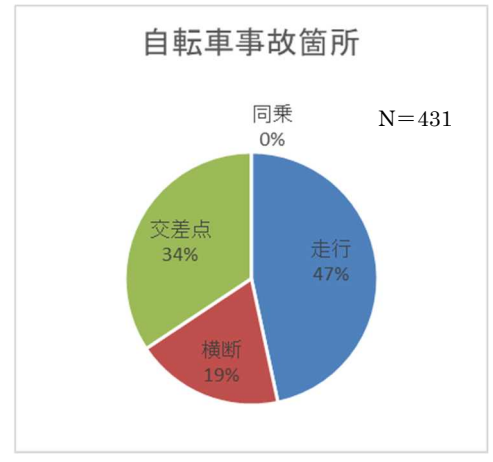
- 継続** 76. 交通安全運動等の様々な機会を活用し、市町・警察・関係機関と連携した街頭啓発を実施します。
- 継続** 77. 自転車販売店等と連携を図り、「自転車安全利用五則」等を活用した自転車通行ルール等の周知を図ります。
- 継続** 78. 自転車安全利用指導員による、ビワイチ利用者に対する啓発や商業施設での啓発を実施します。
- 継続** 79. 自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知を図ります。

第2次計画

1162 **新規** 80. 幼小中学校・高校・特別支援学校からの事故報告を利用して、件数や事
1163 故発生状況等を分析します。また、教育委員会安全担当のセミナーにて、
1164 注意喚起を促します。



図表 2-2-8: 教育委員会安全担当セミナー



図表 2-2-9: 県内小中高生事故の集計結果の例

施策（8） 自転車損害賠償保険、点検整備の促進

措置1. 自転車保険への加入、TSマークの普及

【実施すべき施策】

- 継続 81. 関係機関と連携し、自転車損害賠償等の加入義務の周知と加入促進のための広報啓発を行います。
- 継続 82. 自転車に乗車する機会の多い、児童・生徒に対して、自転車損害賠償保険等の加入義務の周知を図ります。

措置2. 点検・整備方法等についての啓発

【実施すべき施策】

- 継続 83. 交通安全協会等と連携し、交通安全教室等の機会を通じて、点検整備の重要性について、啓発を行います。
- 継続 84. 自転車販売店等と連携し、日常の点検整備の重要性について啓発を行います。



図表2-2-10: 目標のイメージ図

第2次計画

(3) 計画のフォローアップと見直し方法

第2次計画では、第1次計画と同様、目標ごとの評価指標を設定し、これを用いて計画の進捗を確認し、評価していきます。

また、毎年度、「滋賀プラス・サイクル推進協議会」の助言をいただきながら、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行います。計画期末（2026年度）に、改めて施策の効果に関する評価を行い、社会経済情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行います。

図表2-3-1：第2次滋賀県自転車活用推進計画の指標

<令和4年9月末現在>

柱	目標	指標	第1次計画 達成率	現況		目標
				R3実績	R4年度見込み	R8
都市環境	目標1：自転車を利用しやすい環境整備	① 自転車活用推進計画策定市町数	20% 2/10(市町)	2市町 R3年度	2市町 R4年度	10市町以上 R8年度
健康増進・環境保全	目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成	② 成人の週1日以上スポーツ実施率	新規	52.0% R3年度	集計中 R4年度	策定時公表 R8年度
		③ 県民の環境保全行動実施率	96% 77/80(%)	76.8% R3年度	集計中 R4年度	策定時公表 R8年度
観光振興	目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化	④ 自転車通行帯整備延長(県管理道路)	新規	累計 11km R3年度	累計 14km R4年度	累計 30km R8年度
		⑤ 琵琶湖一周サイクリングの体験者数	42% 8/20(万人)	8.4万人 R3年度	集計中 R4年度	11万人以上 R6年度(※)
安全・安心	目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり	⑥ 自転車乗用中の交通事故発生件数	90% 210/233(件減少)	463件 R3年	集計中 R4年	390件以下 R8年

(※) 令和7年度以降の指標は、「シガリズム観光振興ビジョン」の改定に合わせて設定。

評価指標における考え方

・指標① 自転車活用推進計画策定市町数

指標⑤ 琵琶湖一周サイクリングの体験者数

コロナ禍からの回復への対応を目標とするため、第1次計画の目標を継続して設定します。

第1次計画期間中は、コロナ禍の影響により、滋賀を訪れるサイクリストが減少するなどの影響により未達成となりました。

一方、自転車での移動は密を避けるものであるため、その関心が高い傾向にあります。特に県民のびワイチへの関心が高まっており、取り組みの成果が現れていると考えます。より安全で快適に自転車を利用できる環境の形成へ向けて、取り組みを充実していく必要があります。

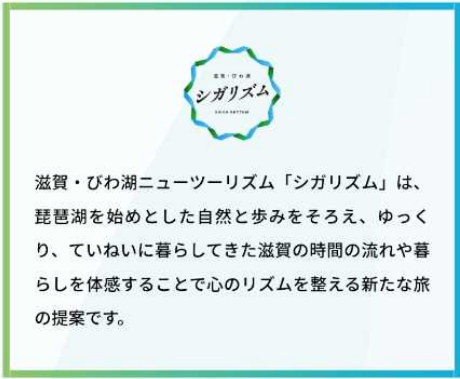
指標①では、達成率が20%となったが、第1次計画で位置づけた各施策の課題に対して、より充実した措置となるよう内容を見直すことにより、目標達成に努めることとします。

第2次計画

1237
1238
1239
1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247
1248
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1260
1261
1262
1263
1264
1265
1266
1267
1268
1269
1270
1271
1272
1273

指標⑤は、「シガリズム観光振興ビジョン」で設定している「琵琶湖一周サイクリング体験者数」をもとに、令和6年度までの目標としています。

令和7年以降の目標は、ビワイチルートだけではなく、ビワイチ・プラスルートも含めて、推計方法を検討する必要があります。今後、専門家の知見を活用して、を確立したうえで、数値目標を設定します。



図表 2-3-2：シガリズムのコンセプト

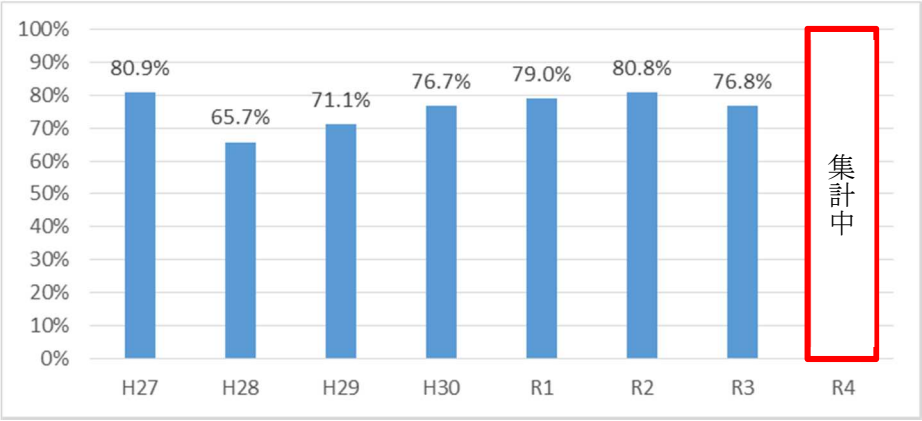
・ 指標② 成人の週1日以上スポーツ実施率

健康寿命の延伸、生活習慣の改善により寄与できる取り組みとして、指標を新たに設定します。

第1次計画の指標②「健康寿命の延伸」のために、自転車を用いてより直接的に影響することが期待できる指標「成人の週1日以上スポーツ実施率」としました。本指標は、滋賀県基本構想、および滋賀県スポーツ推進計画を基にします。

・ 指標③ 県民の環境保全行動実施率

環境保全の機運醸成を目指し、滋賀県基本構想を基に、第1次計画の指標を継続して設定します。



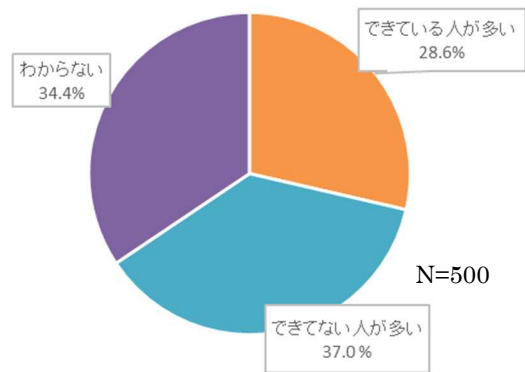
図表 2-3-3：県民の環境保全行動実施率 (%)
補足：平成29年度までの調査は県政世論調査
平成30年度以降の調査は県政モニターアンケート

第2次計画

1274
1275
1276
1277
1278
1279
1280
1281
1282
1283
1284
1285
1286
1287

・ 指標④ 自転車通行帯整備延長（県管理道路分）
第1次計画の指標④「自転車走行空間整備延長」のナショナルサイクルルート（低速コース）の整備については、令和4年度に完了したことにより、第2次計画では、上級コースのうち、自転車通行帯の整備延長の累計を指標として設定します。

・ 指標⑥ 自転車乗用中の交通事故発生件数
令和3年度実績値は目標値と同等の水準であり、取り組み成果が現れている。今後も取り組みを進めていくことで、成果が現れると考えられます。さらなる安全で安心な社会の実現に向け、目標値については上方修正します。



図表 2-3-4：サイクリストのマナーについて
「しがwebアンケート プラス 調査」
（県内向け 調査）より
<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/323563.html>

第2次計画

1288 3 自転車活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1289

1290 (1) 関係者の連携・協力

1291

1292 本計画に位置付けられた施策の実施にあたっては、国・県・市町・学識経験者・自転車関係
1293 団体(NPO)、各種交通事業者等により構成された「滋賀プラス・サイクル推進協議会」の意見
1294 を踏まえつつ、相互に連携を図りながら取り組むものとしします。

1294

1295 (2) 調査・研究、広報活動等

1296

1297 自転車の利用実態や自転車活用による医学的効果に関する調査・研究データや県内サイ
1298 クリングによる経済波及効果の算出等、自転車の活用に関する各種データの把握に努め、今後
1299 の自転車施策の推進につなげていきます。

1300

1301 さらに、本計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施するため、広く県民が参加でき
1302 るイベントの開催等により自転車の魅力を多面的に訴求する等、自転車の活用について県民の
1303 理解と関心を深めるための広報活動を展開します。

1302

1303 (3) 財政上の措置等

1304

1305 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措
1306 置を講ずるよう努めるものとしします。

1306

卷 末 資 料

自転車活用推進計画(第2次) 施策一覧表

目標	施策	措置	取組番号	(第1次計画) 具体的な内容	第1次計画の評価	第2次 計画 取扱	課題	(第2次計画) 具体的な内容 ～ 事務局案 ～
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【 評価指標 】 自転車活用推進計画策定市町数 </div> <div style="text-align: center;"> R4 2市町 </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➤</div> <div style="text-align: center;"> R8 10市町 </div> </div>								
目標1 自転車を利用しやすい環境整備								
施策(1)自転車を利用しやすい環境の向上								
措置1. 計画的な自転車走行空間整備に向けた、自転車ネットワーク計画および市町版自転車活用推進計画の策定支援								
	1	市町担当者会議を開催し、国により作成された地方版自転車推進計画作成の手引きに基づき、詳細な説明を行う。		豊津市・守山市において、市町版自転車活用推進計画が策定された。その他の市町に対しては、市町版自転車活用推進計画の市町説明会を開催し、詳細な説明を行うとともに、同計画を作成済み自治体から、作成のポイントや苦労した点などの情報提供を行った。	充実	日常生活と観光との双方を対象とした、自転車ネットワーク計画策定支援 ピワイチプラスが観光ネットワークの軸であることを強調 市町担当者会議など、検討の場を設けるための支援	市町に対し、計画策定の働きかけを行う。 自転車ネットワーク計画および市町版自転車活用推進計画作成にかかる支援体制を構築する。	
	2	自転車施策に関する相談窓口を設置することで担当者間の情報共有を図る。		県において、国・市町との調整および窓口業務を行った。	継続		自転車施策に関する相談窓口を設置することで担当者間の情報共有を図る。	
措置2. 自転車ネットワーク計画による自転車走行空間の整備の推進								
	3	自転車ネットワーク計画に基づき、自転車走行空間の整備、矢羽根等の路面表示、舗装の修繕等を実施する。		・自転車走行空間整備の推進(ナショナルサイクルルート) ナショナルサイクルルートに指定された、自転車歩行者専用道路(公園内通路含む) 104km、 車道混在 92kmが完了した。	充実	市町・地元・利用者の声を反映した、自転車空間づくり すべての通行者が共存・共有できるような自転車走行空間の最適化	自動車、自転車、歩行者が安全に通行できる環境を整備する。	
	4	新たに道路構造令に規定された自転車に関する項目について、自転車ネットワーク計画への適用を検討する。		・ネットワーク路線の整備形態の検討(ナショナルサイクルルート・上級) 新たに道路構造令に規定(令和元年7月)された自転車に関する項目を、近江の道づくりマニュアル(令和2年4月)に位置付けた。	充実	近江の道づくりマニュアル(令和2年4月)に基づく整備を推進およびピワイチ案内表示マニュアルの拡充	近江の道づくりマニュアル(案)【令和4年4月】に基づく整備を促進するとともに、ピワイチ案内表示マニュアルを拡充(看板・路面標示)を行う。	
	5	路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討する。		各道路管理者で年に2回、ピワイチルートの点検を実施し、安全性・快適性の改善に向けて、適切な維持管理を行った。	充実	巻込み部の境界ブロックの段差改善等、より安全で快適な走行空間の整備	歩道巻き込み部の段差解消や障害物撤去により自転車通行空間の安全性・快適性の改善を推進する。	
措置3. 違法駐車等の積極的な取締りの実施								
	6	悪質性・危険性・迷惑性が高く交通事故の要因となっている違反車両に対して、取締りを積極的に推進する。		違法駐車や迷惑駐車場所の巡回を頻繁に行い、常態化した路上駐車車両を排除したほか、これら路上駐車車両が影響した人身交通事故を減少させた。	継続		悪質性・危険性・迷惑性が高く交通事故の要因となっている駐車違反車両に対して、取締りを積極的に推進する。	
措置4. レンタサイクルの推進								
	7	官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、ホームページによる情報提供を行う		官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、情報の発信に努めることができた。	継続		官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、HPで情報提供を行う。	
措置5. 駐輪場の確保・放置自転車対策の検討								
	8	地域の要望に応じた駐輪場の整備についての補助を検討する。		各市町の申請状況に応じて適宜検討、対応した。第1次計画対象年度中、計画内容を実施することができた。	継続		地域の要望に応じた駐輪場の整備の補助を検討する。	
措置6. 公共交通と組み合わせた自転車の利活用についての検討								
	9	レンタサイクルや電動アシスト付きシェアサイクル等利用促進 雨天時の自転車の代替手段として、公共交通機関が利用できる仕組みを構築【本編P.11】		鉄道駅周辺を中心としたレンタサイクル整備促進などを実施した。	充実	電車やバスなどの公共交通と組み合わせた自転車の利活用について観光事業と連携した施策展開、情報発信	駅を起点とした観光での自転車活用の推進など、公共交通との組み合わせによる自転車の利活用を検討する。	
措置7. トラブル時のレスキュー体制づくり								
	10	タクシー事業者と連携したレスキュー体制を構築する。		当初は自転車走行時のトラブルに対応するべく、タクシー事業者と連携したレスキュー体制の構築を掲げていたが、即時的な対応ができない等の課題を見出すことができた。	充実	特別な技能を有する人員確保が困難なことによる、サイクルレスキュー体制の見直し	様々な事業者との連携を視野に、より効果的な対応となるようなレスキュー体制を見直す。	

目 標	施 策	措 置	取組番号	(第1次計画) 具体的な内容	第1次計画の評価	第2次 計画 取扱	課題	(第2次計画) 具体的な内容 ～ 事務局案～				
目標2 自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成			【 評価指標 】 週1日以上スポーツ実施率(成人)		R3 52%	➡	R8 策定時公表	【 評価指標 】 県民の環境保全行動実施率	R3 76.8%	➡	R8 策定時公表	
施策(2)自転車による健康の増進・環境学習・地域に魅力発見の推進												
措置1. 自転車政策による地域の魅力発見と発信、体験機会の創出												
	11	日常利用、自転車通勤事例など自転車情報をwebサイト等により発信する。		自転車通勤のメリットや実施する際の留意点等、周知に努めることが出来た。	継 続			日常利用、自転車通勤事例など自転車情報をwebサイト等により発信する。				
	12	目的地となるスポット、休憩場所等を地域住民とともに掘り起こし、webサイト等でその情報を発信する。		サイクルサポートステーションを設置・促進し、目的地となるスポット等の情報をwebサイトで発信することができた。	継 続			目的地となるスポット、休憩場所等を地域住民とともに掘り起こし、webサイト等でその情報を発信する。				
	13	参加者コースに応じて気軽に参加できるイベントを開催する。		初心者や家族連れを対象にした自転車の試乗体験や、アプリを活用したデジタルスタンプラリーを実施するなど、気軽な自転車イベントを開催することができた。	継 続			参加者コースに応じて気軽に参加できるイベントを開催する。				
措置2. 自転車利用に関する健康情報の発信												
	14	自転車の運動効果を含む「サイクリング×健康」をテーマとした情報発信や「健康しが」関連イベントと連携してサイクリングの魅力を発信する。		「健康しが」ポータルサイト内「ヘルシートリップしが」において、「琵琶湖サイクリングtrip」を紹介しており、サイクリングによる健康づくりに関する取り組みを情報発信できている。	充 実		「サイクリング×健康」をテーマとした、サイクルツーリズム関連情報発信のさらなる充実	自転車通勤の効果など、「サイクリング×健康」をテーマとした情報発信や「健康しが」と「観光」の関連イベントと連携して情報発信する中で、自転車活用の魅力を発信する。				
	15	サイクリングによる健康づくり促進に向けた情報を発信する。		「健康しが」ポータルサイト内「ヘルシートリップしが」において、「琵琶湖サイクリングtrip」を紹介しており、サイクリングによる健康づくりに関する取り組みを情報発信できている。	継 続			サイクリングによる健康づくり促進に向けた情報を発信する。				
	16				新 規			インターネットを用いたアンケート調査を実施し、自転車利用・サイクリングを含めたスポーツに関する意識および実態を調査する。				
措置3. 環境保全意識を醸成する取り組み												
	17	イベントへの出席やwebサイト等による情報発信を通じて、「びワイチ」や「びワイチ・プラス」による自然とのふれあいを推進する。		「びわ湖の日」の関連イベントで「びワイチ」や「びワイチ・プラス」の情報発信を行い、自然とのふれあいを推進した。	継 続			イベントへの出席やwebサイト等による情報発信を通じて、「びワイチ」や「びワイチ・プラス」による自然とのふれあいを推進する。				
	18	サイクリストに対して、普段走行しているサイクリングコース周辺(琵琶湖、河川、道路等)の美化活動への参画を促す。		びワイチルート上の清掃活動について、サイクリストとともに参加することで、美化活動への参画を促すことができた。	継 続			サイクリストに対して、普段走行しているサイクリングコース周辺(琵琶湖、河川、道路等)の美化活動への参画を促す。				
	19				新 規			琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化に触れ合うことで、琵琶湖や自然の重要性を感じる、エコツーリズムを推進する。				
措置4. しがCO ₂ ネットゼロ社会の実現に向けた取り組み												
	20				新 規			うちエコ診断士よりCO ₂ ネットゼロに資する交通手段のひとつとして、自転車の利用を提案する。				
	21				新 規			一般県民対象の出前講座の中で、CO ₂ ネットゼロに資する交通手段のひとつとして、自転車の利用を呼び掛ける。				
施策(3)ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進												
措置1. 自転車利用者の年齢層や用途に応じた自転車の種類・タイプの提案												
	22	官民が協力して多様な自転車についての情報をホームページやパンフレット等において紹介する。		年齢層や用途に応じた自転車の選び方等について、HPで周知に努めた。	継 続			官民が協力して多様な自転車についての情報をホームページやパンフレット等において紹介する。				
	23	民間団体が実施する子供向けの自転車教室やタンデム自転車講習を支援する。		自転車の利用促進に努めた。	継 続			民間団体が実施する子供向けの自転車教室やタンデム自転車講習を支援する。				
措置2. 自転車の日常利用、自転車通勤の推進												
	24	エコ通勤優良事業所の取得を推進する。		エコ通勤優良事業所の増加に努めた。	継 続			エコ通勤優良事業所の取得を推進する。				
	25	モデル事業所による自転車活用の取り組みを支援・調査し、民間・行政による取り組み拡大を図る。		モデル事業所に対して、令和元年度～3年度までに計46名に自転車通勤を体験いただき、自転車活用の取り組みを支援した。	充 実		自転車通勤推進のための動画教材や出前講座、アンケート等で得た知見の活用	自転車通勤体験プログラムや動画教材を活用・情報発信することで、自転車通勤の実施を促進する。				

目 標	施 策	措 置	取組番号	(第1次計画) 具体的な内容	第1次計画の評価	第2次 計画 取扱	課 題	(第2次計画) 具体的な内容 ～ 事務局案 ～	
目標3 サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化			【 評価指標 】 自転車通行帯整備延長（県管理）		R3 累計 14km	R6 累計 30km	【 評価指標 】 琵琶湖一周サイクリングの体験者数	R3 8.4万人	R6 11万人
施策(4) ピワイチの魅力向上と創出									
措置1.誘客の推進									
	26	サイクリングを組み込んだ旅行商品の開発支援と販売促進をする。		民間事業者のサイクリングをテーマとした旅行商品の広範協力を行った。また、サイクルツアーガイドによる、インバウンド向け旅行商品の広報活動を進めるため、サイクリングガイドツアーのパンフレットを作成した。		継 続		サイクリングを組み込んだ旅行商品の開発支援と販売促進をする。	
	27					新 規		誰もが楽しめる「ピワイチ」を象徴するサイクリングイベントなどのスポーツ行事等の開催について、関係者との連携のもと継続的に開催する。	
	28	「ピワイチ」ロゴマークを活用したサイクリスト向けの「滋賀ならではの」商品の開発支援と販売促進をする。		サイクルサポートステーション講習会などでロゴマーク活用の呼びかけを通して、商品等の開発を促進した。		継 続		「ピワイチ」ロゴマークを活用したサイクリスト向けの「滋賀ならではの」商品の開発支援と販売促進をする。	
措置2.観光資源の活用									
	29					新 規		滋賀県の豊かな自然や、滋賀ならではの農山漁村の暮らしに触れられる体験・交流型観光「シカリズム」を促進し、訪日外国人旅行者については、ニーズに応じた魅力あるコンテンツを創出し、多様なサイクルツーリズムを推進する。	
	30	目的地となるスポット、休憩場所等を地域住民とともに掘り起こし、webサイト等でその情報を発信する。		サイクルサポートステーションを設置・促進し、目的地となるスポット等の情報をwebサイトで発信することができた。		継 続		目的地や、休憩場所等を地域住民とともに掘り起こし、webサイト等でその情報を発信する。	
	31	自転車で県内を周遊する「ピワイチ・プラス」コースを開発し、発信する。		立ち寄りスポットの発掘や、磨き上げによる魅力向上を図るため、ピワイチ・プラスルートを紹介するパンフレットを作成した。		充 実	ピワイチプラスコースの情報発信 誰もがピワイチを楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出	老若男女問わず、また障害のある人もない人も自転車散策を楽しめる環境整備に取り組み、	
	32	ピワイチルートをはじめ、気軽に地域に立ち寄りながらサイクリングを楽しむピワイチ・プラスルートを活用したサイクリングツアーの開発支援と販売促進をする。		ピワイチサイクリングナビアプリを活用したデジタルスタンプラリーを県内各地で市町と協働で開催することによりピワイチ・プラスルートへの周遊を促進した。		継 続		ピワイチルートをはじめ、気軽に地域に立ち寄りながらサイクリングを楽しむピワイチ・プラスルートを活用したサイクリングツアーの開発支援と販売促進をする。	
措置3.人材の育成等									
	33	サイクルサポートステーションに登録している事業者を対象とした「おもてなし研修」を実施し、サービスの向上を図る。		毎年度、サイクルサポートステーションの登録事業者に対し、研修会を実施し、「おもてなし」力の向上を図ることができた。		継 続		サイクルサポートステーションに登録している事業者を対象とした「おもてなし研修」を実施し、サービスの向上を図る。	
	34	サイクルツアーガイド同士が情報交流し向上できる機会を創出する。		サイクルツアーガイド同士の情報交流イベント等の実施は、新型コロナウイルス感染症により見送ることとなったが、サイクルツアーガイドからツアーガイドの現状や実態などの話を聞き、今後のセミナー等の開催に役立つ情報を得ることができた。		充 実	サイクルツアーガイドから現状や実態などの情報を吸い上げる取り組み	サイクルツアーガイドの現状や実態などを踏まえて、サイクルツアーガイド同士が情報交換し、向上できる機会を創出する。	
	35	安全誘導、観光案内、多言語対応等利用者ニーズに応じたガイド養成講座を実施する。		ガイド向けのマニュアルを作成し、ガイド養成を推進することができた。		充 実		安全誘導、観光案内、多言語対応等利用者ニーズに応じたガイドの活躍の機会をピワイチ週間等で創出する。	
	36					新 規		青少年をはじめとするあらゆる人がピワイチに親れるよう、各種団体の取り組みを支援し、サイクルツーリズムを担う人材を育成するとともに、ピワイチ体験を応援する仕組みづくりを行う。	
措置4.地域住民、歩行者・サイクリストの安全な利用に関する取組									
	37	自転車安全利用則をはじめとする法規遵守をリーフレットやポスターにより呼びかける。		啓発リーフレットを作成し、警察署等の安全啓発行事に参加するなどして、啓発活動を行うことができた。		充 実	ピワイチ利用者に対する歩行者や地域住民への配慮を促す啓発	自転車安全利用五則をリーフレットやポスターにより呼びかける。加えて、歩行者や自動車から寄せられた情報についてサイクルサポートステーションや自転車利用者に共有し、ルールの順守に役立てる。	
	38	県内で自転車を走るときに守ってほしい「ピワイチルール」の策定とその啓発を行う。		漫画作品とコラボしたマナー啓発冊子や啓発広告を入れたマスクを作成し、活用することで、各種イベントで幅広い層にマナー啓発・指導をすることができた。		充 実	楽しみながらマナーを学べる取り組みの充実	ピワイチの日や、サイクルサポートステーションやサイクリストにやさしい宿等を通じて、自転車で走るときに守ってほしい「ピワイチマインド」の周知を強化する。	
	39	自転車利用者から走行時に会う地元民への挨拶推奨をはじめとする「ピワイチルール」を策定し、発信する。		わかりやすい表現の啓発フレーズを考案したほか、漫画作品とコラボしたマナー啓発冊子や啓発広告を入れたマスクを作成・配布することで、各種イベントで幅広い層にマナー啓発・指導をすることができた。		充 実	サイクリストの社会貢献活動への参画促進に向けた取り組み	「ピワイチマインド」の周知など、歩行者・地域住民、自転車、自動車がお互いにコミュニケーションが生まれる環境づくりを通じて、道路を共有する機運を醸成する。	
	69 (再掲)	自転車利用者のライフステージに応じた交通安全教育を実施するため、交通安全指導員や教職員等の資質の向上を図る。		教職員に対して、安全指導啓発リーフレットの配布や、学校安全指導者講習会を開催し、自転車利用についての研修を行った。(自転車事故の傾向・法規・メンテナンスなど)		継 続		自転車利用者のライフステージに応じた交通安全教育を実施するため、交通安全指導員や教職員等の資質の向上を図る。	
	81 (再掲)	関係機関と連携し、自転車損害保険等の加入義務の周知と加入促進のための広報啓発を図る。		県職員、中学生および免許更新者を対象とした自転車保険加入状況のアンケートを実施し、加入状況の把握につとめた。自転車保険加入を促進するデジタル広告を掲載しました。		継 続		関係機関と連携し、自転車損害保険等の加入義務の周知と加入促進のための広報啓発を行う。	
	82 (再掲)	自転車に乗車する機会が多い、児童・生徒に対して、自転車損害賠償保険等の加入義務の周知を図る。		教育しが5月号に加入促進文を掲載し、小学生に対してその啓発リーフレットを毎年約30000部配布し、周知しました。		継 続		自転車に乗車する機会が多い、児童・生徒に対して、自転車損害賠償保険等の加入義務の周知を図る。	
措置5.ピワイチの日およびピワイチ週間の活用									
	40					新 規		様々な媒体を活用して広報・周知するとともに、県民が気軽にピワイチを楽しめるようイベントを開催することにより、県民のピワイチ体験の定着を図る。	
	41	参加者ニーズに応じて気軽に参加できるイベントを開催する。		初心者や家族連れを対象にした自転車の試乗体験やアプリを活用したスタンプラリーを実施するなど気軽に自転車イベントを開催することができた。		継 続		参加者ニーズに応じて気軽に参加できるイベントを開催する。	
	42					新 規		市町、事業者、各種団体による特色を生かしたサイクリングイベントの開催を支援し、地域経済の活性化を図ります。	
	15 (再掲)	サイクリングによる健康づくり促進に向けた情報を発信する。		「健康しが」ポータルサイト内「ヘルシートリップ」において、「琵琶湖サイクリングtrip」を紹介しており、サイクリングによる健康づくりに関する取り組みを情報発信できている。		継 続		サイクリングによる健康づくり促進に向けた情報を発信する。	

目 標	施 策	措 置	取組番号	(第1次計画) 具体的な内容	第1次計画の評価	第2次 計画 取扱	課 題	(第2次計画) 具体的な内容 ～ 事務局案 ～
施策(5) ビワイチの受入環境整備								
措置1.安全な自転車走行空間の確立								
	43			自転車歩行者専用道路等の整備を推進する。	・自転車走行空間整備の推進(ナショナルサイクルルート) 自転車歩行者専用道路(県管理分) 99 km 整備完了 車道混在(県管理分) 40km 整備完了	継 続		自転車歩行者専用道路等の整備を推進する。
	44			交通量の多い車道混在箇所では植栽帯を撤去する等により、路肩拡幅を行い、自転車通行帯の整備を推進する。	・自転車走行空間整備の推進(上級コース) 自転車通行帯(県管理分) 14kmの整備完了	充 実	交通量の多い車道混在箇所における植栽帯などを活用した路肩拡幅および植栽帯がない区間における道路空間の再配分による自転車走行空間確保	道路拡幅や、部分的に幅が狭くなっている歩道・中央ゼブラ帯の利用により、自転車走行空間を生み出し、自転車の安全性向上を図る。
	45					新 規		自転車走行空間の安全確保のため、道路管理者交通管理者とが連携して自転車通行部分の明示化を推進し、更に、自転車の通行実態を踏まえた適正な交通規制を実施する。
措置2.インバンドに対応したルート案内(看板・路面表示等)の整備								
	46			ルート全区間におけるわかりやすい案内のため、青破線による路面表示とサイクルルートロゴマークのついた路面表示・案内看板等を設置する。	青破線による路面表示と案内施設の整備を国、各市と連携して実施した。令和4年度 完成。	充 実	分岐点等複雑なルートにおいて、路面標示、案内看板の充実	路面表示・案内看板等を充実させる。
	47			設置する案内看板・路面表示等はインバンド対応とするため、英語表記をはじめとした多言語化をあわせて標記する。	案内施設については2か国語表記を基本に整備を実施した。	充 実	危険箇所看板の充実に向けたデザインの検討	ピクトグラム、多言語表記を基本とした案内看板・路面表示等の設置のほか、危険箇所などの警戒看板のデザイン検討を行い、充実を図る。
措置3. 観光地・休憩所・トイレ等への案内看板・路面表示の整備								
	48			主要施設(観光、休憩所等)、トイレ等を案内する看板、路面表示を設置する。	沿線沿いの主要観光地の案内看板等を設置した。	充 実	観光施設への案内看板の充実に向けた検討 ビワイチ・プラスと連携した案内看板の検討	観光施設(観光スポット、パワースポット等)、休憩所、トイレ等を案内する看板、路面表示を検討し、より充実させる。
	49			サイクルサポートステーションへの案内看板の設置を官民連携で設置していくルールを検討し推進する。	サイクルサポートステーションの案内看板を有償で設置する要綱を定め、公募を行い、賛同してもらえる事業者のうち、6件の案内看板を設置した。	充 実	県道だけでなく、市町と連携した看板設置の推進	サイクルサポートステーションへの案内看板の設置を国道・市道とも連携しをより推進していく。
	50			ビワイチプラスルートへ案内する看板、路面表示の設置ルールを検討する。	ルート上の案内看板の在り方について検討し、マニュアルを定めた。	充 実	現在地を確認できる仕組みや、誰もがわかりやすいピクトグラムの検討	ユニバーサルデザインに対応した案内看板や路面表示等、安全・快適な案内施設の設置ルールを検討する。
措置4.自転車走行空間の適切な維持管理の推進								
	51			適切な時期に効果的な除草・清掃を実施することで、安全で快適な自転車走行空間の維持管理に努める。	除草や植栽管理などを複数回行い、快適な自転車走行空間の維持管理に努めた。	継 続		適切な時期に効果的な除草・清掃を実施することで、安全で快適な自転車走行空間の維持管理に努める。
	52			自転車によるパトロールを実施し、自転車利用者目線での管理に努める。	9～10月に関係市と連携して自転車パトロールを実施した。	継 続		自転車によるパトロールを実施し、自転車利用者目線での管理に努める。
措置5.拠点施設等の整備								
	53			サイクルサポートステーションなど自転車利用者とのコミュニケーションする場の設置を促進する。	ビワイチ・プラスルートにおけるサイクルサポートステーションの設置を促進することができた。	継 続		サイクルサポートステーションなど自転車利用者とのコミュニケーションをとれる場の設置を促進する。
	33 (再掲)			サイクルサポートステーションに登録している事業者を対象とした「おもてなし研修」を実施し、サービスの向上を図る。	毎年度、サイクルサポートステーションの登録事業者に対し、研修会を実施し、「おもてなし」力の向上を図ることができた。	継 続		サイクルサポートステーションに登録している事業者を対象とした「おもてなし研修」を実施し、サービスの向上を図る。
	54					新 規		滋賀を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「滋賀県サイクリストにやさしい宿」として認定するとともに、利用者の利便性向上に向けた取り組みを支援する。
	55					新 規		アプリを活用したレンタサイクルの電子予約などの機能充実を支援するとともに、提供サービスについて幅広く広報を行うことにより、ゲートウェイの利用を促進する。
措置6.サイクリストの利便性向上								
	7 (再掲)			官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、ホームページによる情報提供を行う	レンタサイクルに関する情報の周知に努めることができた。	継 続		官民が協力してレンタサイクルに関する情報を収集し、ホームページによる情報提供を行う
	53 (再掲)			サイクルサポートステーションなど自転車利用者とのコミュニケーションする場の設置を促進する。	ビワイチ・プラスルートにおけるサイクルサポートステーションの設置を促進することができた。	継 続		サイクルサポートステーションなど自転車利用者とのコミュニケーションする場の設置を促進する。
	70 (再掲)			タクシー事業者と連携したレスキュー体制を構築する。	当初は自転車走行時のトラブルに対応するべく、タクシー事業者と連携したレスキュー体制の構築を掲げていたが、即時的な対応ができない等の課題を見出すことができた。	充 実	タクシーによるサイクルレスキューは、特別な技能を要するため、人員確保が困難。このため、対応に時間を要するなどといった問題が生じている。サイクルレスキュー受入体制の再構築が必要。	様々な事業者との連携を視野に、より効果的な対応となるようレスキュー体制を見直す。
	56			湖上交通を活用したショートカットビワイチの提案と実現を推進する。	湖上交通を活用したショートカットビワイチについて、ビワイチマップやビワイチパンフレットに掲載し、普及を推進することができた。	継 続		湖上交通を活用したショートカットビワイチの提案と実現を推進する。
	57			サイクルサポートステーション向けに多言語シートを配布や店内における案内表示、メニュー等の多言語化を促進するなど、多言語での案内の充実化を図る。	サイクルサポートステーションで提供可能なサービスを多言語で表示したシートを配布し、海外からの訪問者に対しても利用しやすい体制を確保することができた。	継 続		サイクルサポートステーション向けの多言語シートの配布や店内における案内表示、メニュー等の多言語化を促進するなど、多言語での案内の充実化を図る。
	58			トイレや空気ポンプの無料貸出などサイクリストを支援するサイクルサポートステーションや休憩拠点、無料Wi-Fi等の整備を促進する。	サイクルサポートステーションの設置・促進を通じ、サイクリストを支援する拠点を整備することができた。	継 続		トイレや空気ポンプの無料貸出などサイクリストを支援するサイクルサポートステーションや休憩拠点、無料Wi-Fi等の整備を促進する。
	59			インバンドにも対応した統一デザインの案内看板を設置するとともに、多言語に対応したパンフレットやアプリ等充実させることで、快適なサイクリングを支援する。	2か国語表記やピクトグラムの使用により、訪日外国人旅行者の方にもわかりやすい案内看板と路面表示の設置をビワイチルート上で実施した。ホームページやマップ、アプリの多言語化を実施した。	継 続		多言語対応した情報が訪日外国人旅行者の目に触れるようさまざまな媒体を活用し、情報発信していく。
	60			webサイトやビワイチアプリ、サイクリングマップによるルート案内を行う	サイクリングマップやアプリにより誰もがわかりやすい案内を充実させることができた。	継 続		webサイトやビワイチアプリ、サイクリングマップによるルート案内を行う
	61			案内表示の整備や多言語案内看板の設置等誰もがわかりやすい案内表示を充実させる。	多言語表記やピクトグラムの使用により、訪日外国人旅行者の方にもわかりやすい案内看板と路面標示の設置をビワイチルート上で実施した。	継 続		案内表示の整備や多言語案内看板の設置等誰もがわかりやすい案内表示を充実させる。
	46 (再掲)			ルート全区間におけるわかりやすい案内のため、青破線による路面表示とサイクルルートロゴマークのついた路面表示・案内看板等を設置する。	青破線による路面表示と案内施設の整備を国、各市と連携して実施した。令和4年度 完成。	充 実	分岐点等複雑なルートにおいて、路面標示、案内看板の充実	路面表示・案内看板等を充実させる。

目 標	施 策	措 置	取組番号	(第1次計画) 具体的な内容	第1次計画の評価	第2次 計画 取扱	課題	(第2次計画) 具体的な内容 ～ 事務局案 ～
施策(6) ビワイチの魅力発信と推進体制強化等								
措置1.魅力情報の発信								
		62		ターゲットに合わせて効率的かつ効果的に情報を発信する。	サイクリング専門誌への掲載、各種旅行雑誌およびJNTO等への取材協力を行うことで、様々なターゲットに情報発信を行うことができた。	継 続		ターゲットに合わせて効率的かつ効果的な情報を発信する。
		63		海外に向けたプロモーションや多言語で魅力を発信する。	英語や繁体字、簡体字版のマップやツアーガイドのパンフレットの作成を行った。また、アプリを活用した発信を行った。	継 続		海外に向けたプロモーションや多言語による魅力を発信する。
		64		国内外問わず「ビワイチ」ルートを広くプロモーションする。	関係団体等との連携により海外旅行会社向けに情報発信を行った。 海外への発信を行っている事業者への取材協力を通じ、プロモーションを行うことができた。	継 続		国内外問わず「ビワイチ」ルートを広くプロモーションする。
措置2.推進体制の整備、調査等								
		65				新 規		国・市町・事業者等との連携を深める一つの方法として、「滋賀プラス・サイクル推進協議会」による取り組みを活性化させる。
		66				新 規		近隣の府県、大規模自転車道等を管理する他の地方公共団体との連携を図る。
		67				新 規		今後の訪日外国人旅行者の回復、更なる拡大を見据え、ビワイチの魅力を海外に発信するため、国関係機関および国外の関係機関(姉妹州省・姉妹都市)との連携を推進する。
		68				新 規		県民や自転車利用者へのアンケート調査、ビワイチサイクリングナビのデータ解析などを行い、今後の施策の推進に活用する。

目 標	施 策	措 置	取組番号	(第1次計画) 具体的な内容	第1次計画の評価	第2次 計画 取扱	課題	(第2次計画) 具体的な内容 ～ 事務局案 ～
-----	-----	-----	------	-------------------	----------	-----------------	----	-------------------------------

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり

【 評価指標 】
自転車乗用中の交通事故発生件数

R3
463件



R8
390件

施策(7) ライフステージに合わせた自転車のルール・マナー啓発の推進

措置1. 自転車安全教育に関する指導技術の向上

69	自転車利用者のライフステージに応じた交通安全教育を実施するため、交通安全指導員や教職員等の資質の向上を図る。	教職員に対して、安全指導啓発リーフレットの配布や、学校安全指導者講習会を開催し、自転車利用についての研修を行った。(自転車事故の傾向・法規・メンテナンスなど)	継 続		自転車利用者のライフステージに応じた交通安全教育を実施するため、交通安全指導員や教職員等の資質の向上を図る。
70	交通安全指導員等の資質の向上を図るため、高齢者指導者講習や女性団体指導者研修会等への積極的な参加を促す。	交通安全指導員養成講座を実施した。	充 実	運転免許を持たない高齢者への安全教育の充実。	交通安全に関連する研修会を毎年開催するほか、高齢者世帯への戸別訪問活動を通じて、各地域の交通安全指導の充実を図る。

措置2. ライフステージに応じた自転車安全教育の充実

71	ライフステージに応じた自転車安全教育を推進する。	県と民間団体が連携して作成した利用年齢ごとの啓発リーフレットを配布することで、幅広い年齢層に対して自転車通行の周知を行った。	継 続		ライフステージに応じた自転車安全教育を推進する。
72	自転車安全利用指導員による自転車に関する交通安全教育を実施する。	幼児、小学生などに対する交通安全教室を開催した。学級活動やホームルーム活動の時間を利用して、全学年で学校や児童生徒の実態に応じた交通安全指導を行った。また、小学校5年・中学校2年・高校1年の保健体育において交通安全教育を実施している。	継 続		自転車安全利用指導員による自転車に関する交通安全教育を実施する。
73	自転車乗車時におけるヘルメット着用に向けた意識向上を図る。	高校生に対してヘルメット着用の啓発リーフレットを配布した。また、免許返納をされた高齢者に対して寄贈を受けたヘルメットを配布し、安全意識の向上に努めた。	継 続		自転車乗車時におけるヘルメット着用に向けた意識向上を図る。
74	自転車は車両であることの周知および「自転車安全利用五則」を利用した交通安全教室の開催等、幅広い世代に対して、正しい交通ルールとマナーの周知を図る。	自転車安全利用指導員により、学校や一般向けの交通安全教室を開催した。また、学校での啓発活動を実施した。	継 続		自転車は車両であることの周知および「自転車安全利用五則」を利用した交通安全教室の開催等、幅広い世代に対して、正しい交通ルールとマナーの周知を図る。
75			新 規		自転車を業務で使用する事業者に対して、交通安全対策の働きかけ等を検討する。

措置3. 交通安全意識向上を図る広報啓発

76	交通安全運動等様々な機会を活用し、市町・警察・関係機関と連携した街頭啓発を実施する。	自転車安全利用日である毎月1日に、市町・警察・関係機関と連携した啓発活動を行った。	継 続		交通安全運動等様々な機会を活用し、市町・警察・関係機関と連携した街頭啓発を実施する。
77	自転車販売店等と連携を図り、「自転車安全利用五則」等を活用した自転車通行ルール等の周知を図る。	中学生や販売店などに対し、自転車安全利用五則リーフレットを配布し、安全意識の向上に努めた。	継 続		自転車販売店等と連携を図り、「自転車安全利用五則」等を活用した自転車通行ルール等の周知を図る。
78	自転車安全利用指導員による、ピッチ利用者に対する啓発や商業施設での啓発を実施する。	ピッチ利用者へ自転車の安全利用について安全啓発を実施した。自転車利用者へ店舗や駅での啓発を実施した。	継 続		自転車安全利用指導員による、ピッチ利用者に対する啓発や商業施設での啓発を実施する。
79	自転車乗車中における携帯電話等の使用による危険性の周知を図る。	交通安全VRを用いて、「ながらスマホ」の危険性を体験させるとともに、保護者向け情報誌「教育しが」に注意喚起文を掲載した。	継 続		自転車乗車中における携帯電話等の使用による危険性の周知を図る。
73 (再掲)	自転車乗車時におけるヘルメット着用に向けた意識向上を図る。(再掲)	高校生に対してヘルメット着用の啓発リーフレットを配布した。また、免許返納をされた高齢者に対して寄贈を受けたヘルメットを配布し、安全意識の向上に努めた。	継 続		自転車乗車時におけるヘルメット着用に向けた意識向上を図る。(再掲)
80			新 規		幼小中学校・高校・特別支援学校からの事故報告を利用して、件数や事故発生状況等を分析する。また、教育委員会安全担当のセミナーにて、注意喚起を促す。

施策(8) 自転車損害賠償保険、点検整備の促進

措置1. 自転車保険への加入、TSMマークの普及

81	関係機関と連携し、自転車損害保険等の加入義務の周知と加入促進のための広報啓発を図る。	県職員、中学生および免許更新者を対象とした自転車保険加入状況のアンケートを実施し、加入状況の把握につとめた。自転車保険加入を促進するデジタル広告を掲載しました。	継 続		関係機関と連携し、自転車損害保険等の加入義務の周知と加入促進のための広報啓発を行う。
82	自転車に乗車する機会が多い、児童・生徒に対して、自転車損害賠償保険等の加入義務の周知を図る。	教育しが5月号に加入促進文を掲載し、小学生に対してその啓発リーフレットを毎年約30000部配布し、周知しました。	継 続		自転車に乗車する機会が多い、児童・生徒に対して、自転車損害賠償保険等の加入義務の周知を図る。

措置2. 点検・整備方法等についての啓発

83	交通安全協会等と連携し、交通安全教室等の機会を通じて、点検整備の重要性について、啓発を行う。	自転車安全利用指導員による、街頭啓発や交通安全教室開催の際に自転車安全点検の指導を実施した。	継 続		交通安全協会等と連携し、交通安全教室等の機会を通じて、点検整備の重要性について、啓発を行う。
84	自転車販売店等と連携し、日常の点検整備の重要性について啓発を行う。	自転車の点検に関して記載のあるリーフレットを滋賀県自転車自動車商業協同組合および販売店に対して配布し、点検を促した。	継 続		自転車販売店等と連携し、日常の点検整備の重要性について啓発を行う。

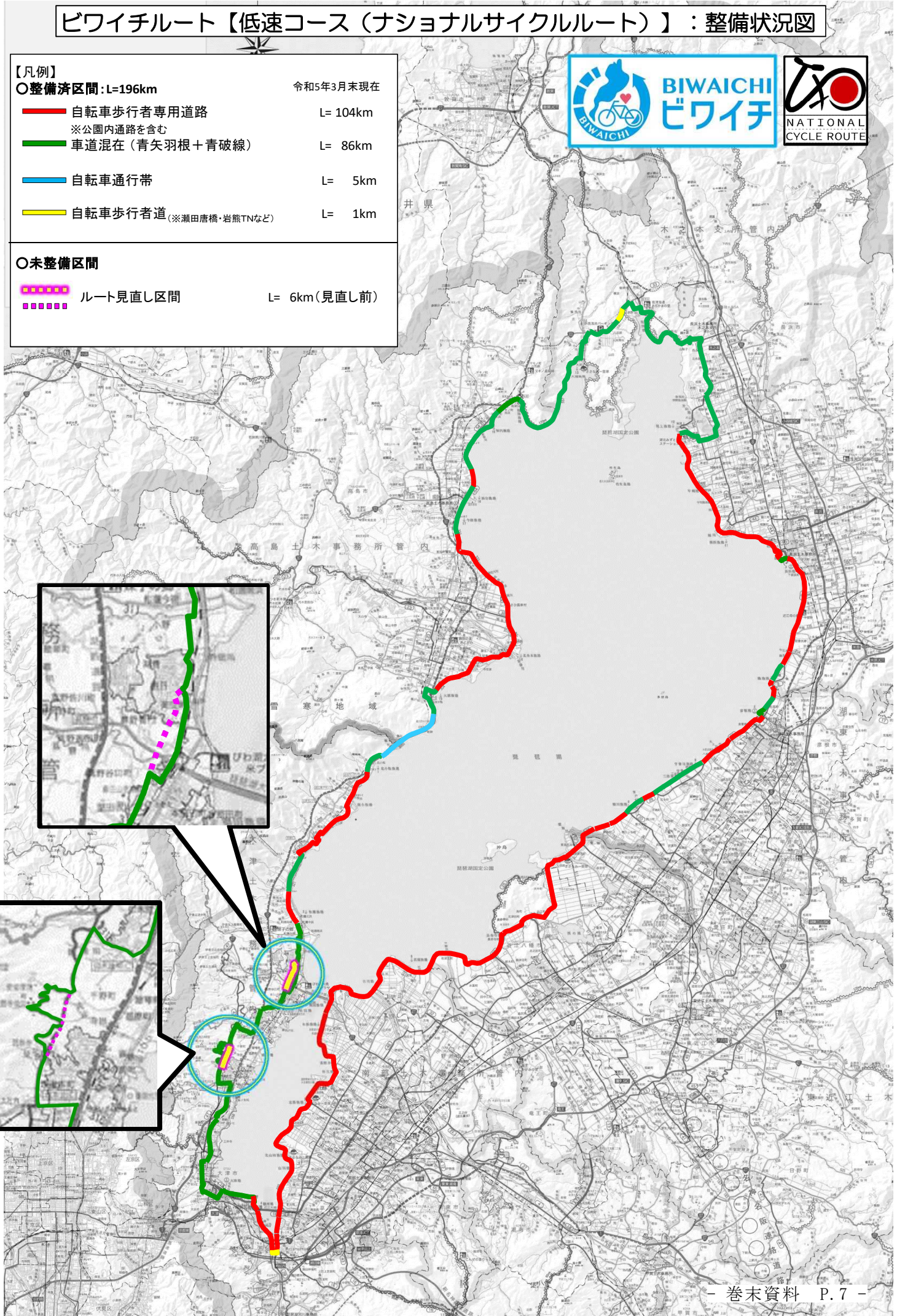
ビワイチルート【低速コース（ナショナルサイクルルート）】：整備状況図

【凡例】

- 整備済区間：L=196km 令和5年3月末現在
- 自転車歩行者専用道路 L= 104km
※公園内通路を含む
 - 車道混在（青矢羽根+青破線） L= 86km
 - 自転車通行帯 L= 5km
 - 自転車歩行者道（※瀬田唐橋・岩熊TNなど） L= 1km

○未整備区間

- - - ルート見直し区間 L= 6km（見直し前）



ビワイチルート【上級コース】：整備状況図



- 【凡例】**
- 整備済区間(暫定整備含む) : L=186km 令和5年3月末
(令和9年3月末目標)
 - 自転車歩行者専用道路 L= 2km (L= 2km)
 - 車道混在(青矢羽根+青破線) L= 162km (L= 148km)
 - ※暫定整備含む
 - 自転車専用通行帯 L= 21km (L= 35km)
 - 自転車歩行者道(瀬田唐橋、片山TN、岩熊TN) L= 1km
-
- 未整備区間
- 自転車通行帯未整備区間 L= 90km (内 R8年度までに整備完了予定 L= 16km)

【凡例】 自転車通行帯整備

- 赤枠 : R8年度までに整備完了 (目標)
- 青枠 : R8年度以降に整備予定
- 黒枠 : R4年度までに整備済

【高島エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=13.9km
内 R8 整備完了予定 6.4km
(整備済み 1.3km)

【米原・長浜エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=21.8km
内 R8 整備完了予定 10km
(整備済み 5.4km)

【国道161号】
完成形態:自転車通行帯 L=4.8km

【彦根エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=13.5km
(整備済み 1.0km)

【大津エリア①】(ルート見直し検討箇所)
暫定形態:車道混在 L=10.4km
内 R8 整備完了予定 10.4km
完成形態:自転車通行帯 L=10.4km

【近江八幡・東近江エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=9.7km

【大津エリア②】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=4.8km

【守山・野洲・近江八幡エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=13.6km
内 R8 整備完了予定 13.6km
(整備済み 7.4km)

【草津・守山エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=12.9km

【草津エリア】
暫定形態:車道混在 完了
完成形態:自転車通行帯 L=5.0km
(整備済み 0.8km)